

目次

条例

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	人事課（第1号）	10
秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第2号）	14
秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第3号）	15
秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第4号）	17
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第5号）	18
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第6号）	19
秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	情報統計課（第7号）	20
秋田市立佐竹史料館条例	佐竹史料館（第8号）	21
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	佐竹史料館（第9号）	28
秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例	文化振興課（第10号）	29
秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	障がい福祉課（第11号）	30
秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例	健康管理課（第12号）	33
秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例	子ども総務課（第13号）	35
秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第14号）	48
秋田市子ども福祉医療基金条例を廃止する条例	子ども福祉課（第15号）	49
秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	子ども健康課（第16号）	50
秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	公園課（第17号）	51
秋田市手数料条例の一部を改正する条例	都市計画課（第18号）	52

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第19号）	58
秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第20号）	65
秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第21号）	75
秋田市消防団員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法条例の一部を改正する条例	消防本部警防課（第22号）	81
秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例	上下水道局総務課（第23号）	82
秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	上下水道局下水道整備課（第24号）	84
秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	上下水道局下水道整備課（第25号）	85
秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例	人事課（第26号）	86
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第27号）	111
秋田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局総務課（第28号）	115
秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局議事課（第29号）	116
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第30号）	118
秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	市民税課（第31号）	120
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第32号）	121

規則

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	総務課（第5号）	122
秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第6号）	124
秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第7号）	125
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第8号）	127
秋田市財務規則の一部を改正する規則	財政課（第9号）	129
秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会学事課（第10号）	130
福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第11号）	131
保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第12号）	132
秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第13号）	133
秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第14号）	134
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第15号）	135

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第16号）	136
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第17号）	141
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第18号）	165
秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第19号）	166
秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	人事課（第20号）	167
秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	財産管理活用課（第21号）	168
秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課（第22号）	169
議会規則		
秋田市議会会議規則の一部を改正する規則	議会事務局議事課（第1号）	170
上下水道局管理規程		
秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第2号）	177
訓令		
秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課（第1号）	179
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令	人事課（第2号）	182
議会訓令		
秋田市議会議事務局処務規程の一部を改正する訓令	議会事務局総務課（第1号）	186
上下水道局訓令		
秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令	上下水道局総務課（第1号）	187
告示		
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、休止および廃止について	保護第一課（第55号）	192
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第56号）	194
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第57号）	195

御所野近隣公園野球場等の使用料収納業務の委託について	南部市民サービスセンター（第58号）	196
令和3年度分、令和4年度分、令和5年度分および令和6年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第59号）	197
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第60号）	198
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第61号）	199
令和7年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第62号）	200
秋田県知事から令和7年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室（第63号）	204
指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課（第64号）	205
指定居宅サービス事業者の指定について	介護保険課（第65号）	206
令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書および令和3年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書の公示送達について	市民税課（第66号）	207
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第67号）	208
令和6年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第68号）	209
令和7年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第69号）	210
秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	文書法制課（第70号）	275
秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について	交通政策課（第71号）	276
秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について	交通政策課（第72号）	277
放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について	交通政策課（第73号）	278
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）の公示送達について	国保年金課（第74号）	279
令和6年度第6期および第7期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第75号）	280
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について	保護第一課（第76号）	281
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第77号）	282
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第78号）	283
指定納付受託者の指定について	情報統計課（第79号）	284
粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について	環境都市推進課（第80号）	285
公共工事の発注見通し、入札および契約の過程ならびに契約内容の閲覧方法について	契約課（第81号）	286
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書および令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第82号）	287
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第83号）	288

秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者の指定について	東部市民サービスセンター（第84号）	289
秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	南部市民サービスセンター（第85号）	290
秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	中央市民サービスセンター（第86号）	291
秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	中央市民サービスセンター（第87号）	292
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第88号）	293
指定納付受託者の指定について	環境都市推進課（第89号）	294
都市計画の変更について	都市計画課（第90号）	295
秋田市災害廃棄物処理実行計画の改定について	環境都市推進課（第91号）	296
指定納付受託者の指定について	西部市民サービスセンター（第92号）	297
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第93号）	298
東部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	東部市民サービスセンター（第94号）	299
特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認の辞退について	子ども総務課（第95号）	300
特定教育・保育施設の確認について	子ども総務課（第96号）	301
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課（第97号）	302
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	子ども総務課（第98号）	303
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第99号）	304
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第100号）	305
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第101号）	306
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および休止について	保護第一課（第102号）	307
公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について	市場管理室（第103号）	309
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課（第104号）	310
証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務の委託について	市民課（第105号）	311
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第106号）	312
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第107号）	313
秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収事務の委託について	公園課（第108号）	314
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第109号）	315
秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第110号）	316
一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について	公園課（第111号）	317

秋田市一般廃棄物処理実施計画について	環境都市推進課（第112号）	318
令和7年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第113号）	319
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	資産税課（第114号）	397
指定納付受託者の指定について	大森山動物園（第115号）	398
市道路線の供用廃止について	建設総務課（第116号）	399
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第117号）	400
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第118号）	401
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第119号）	403
包括外部監査契約の締結について	総務課（第120号）	404

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第4号）	405
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第5号）	406
秋田市指定文化財の指定について	文化振興課（第6号）	407

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第1号）	408
令和7年6月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について	選挙管理委員会事務局（第2号）	409
令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日について	選挙管理委員会事務局（第3号）	410
令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第4号）	411
令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日について	選挙管理委員会事務局（第5号）	412
令和7年4月6日執行予定の秋田県知事選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について	選挙管理委員会事務局（第6号）	413
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第7号）	414
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第8号）	415
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所について	選挙管理委員会事務局（第9号）	416
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第10号）	417
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第11号）	418

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における投票所について	選挙管理委員会事務局（第12号）	419
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第13号）	420
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第14号）	421
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における開票の場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第15号）	422
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第16号）	423
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第17号）	424
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第18号）	425
令和7年4月6日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について	選挙管理委員会事務局（第19号）	426
令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所について	選挙管理委員会事務局（第20号）	427
令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第21号）	428
令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第22号）	429
令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第23号）	430
令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者の職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第24号）	431
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第25号）	432
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について	選挙管理委員会事務局（第26号）	433
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票所について	選挙管理委員会事務局（第27号）	434
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第28号）	435
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第29号）	436
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における開票事務について	選挙管理委員会事務局（第30号）	437
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第31号）	438
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について	選挙管理委員会事務局（第32号）	439

選挙長告示

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所について	選挙管理委員会事務局（第1号）	440
--------------------------------------	-----------------	-----

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第2号）	441
令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における候補者の届出について	選挙管理委員会事務局（第3号）	442
農委告示		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第3号）	443
上下水道局告示		
指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第3号）	444
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第4号）	445
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更について	上下水道局下水道整備課（第5号）	446
指定排水設備工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第6号）	448
指定給水装置工事事業者の指定の失効について	上下水道局給排水課（第7号）	449
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第8号）	450
公告		
地籍調査に基づく筆界案の作成について	地籍調査室	451
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について	商工貿易振興課	452
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	455
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	456
地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧について	農業農村振興課	457
都市計画道路の変更に関する図書の写しの縦覧について	都市計画課	458
経営管理権集積計画の策定について	農地森林整備課	460
経営管理権集積計画の策定について	農地森林整備課	461
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	462
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	464
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	466
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	467
都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について	上下水道局下水道整備課	468

都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について	上下水道局下水道整備課	469
都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について	上下水道局下水道整備課	470
地域農業経営基盤強化促進計画の策定について	農業農村振興課	471

上下水道局公告

受益者負担金の賦課対象区域について	上下水道局下水道整備課	472
-------------------	-------------	-----

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田市職員給与条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第26条の2第3号および第4号ならびに第26条の3第1項第1号および第5項第1号
- (2) 秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）第9条第2号および第10条
- (3) 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第1号）第6条
- (4) 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）第5条第1号
- (5) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第28号）第15条
- (6) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第35号）第15条
- (7) 秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）第13条第4項第2号および第26条第1項第2号

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号および第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し、同条第1項第1号および第15条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市職員退職年金条例の一部改正)

第3条 秋田市職員退職年金条例(昭和29年秋田市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第33条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市文化振興条例の一部改正)

第4条 秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市屋外広告物条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 秋田市屋外広告物条例(平成8年秋田市条例第42号)第30条の2
- (2) 秋田市公害防止条例(平成9年秋田市条例第7号)第34条
- (3) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秋田市条例第32号)附則第5項および附則第6項
- (4) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年秋田市条例第47号)第53条から第55条まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（秋田市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例第26条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）および第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第13条第1項および第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）ならびに第17条第4項ならびに秋田市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 2 号

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条中「ついては、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 3 号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 6 項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第20項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第 4 号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した秋田市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に

規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 4 号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 5 号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求（その 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 6 号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第47条の2第1項第1号および第77条第2項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第122条の10第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第131条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 7 号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条第 1 項」を「第16条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立佐竹史料館条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市立佐竹史料館条例

(設置)

第 1 条 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存、展示および調査を通じ、市民の教育と文化の向上に資するとともに、歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、秋田市立佐竹史料館（以下「史料館」という。）を秋田市千秋公園 1 番 4 号に設置する。

(事業)

第 2 条 史料館において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存および展示に関すること。
- (2) 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の調査研究に関すること。
- (3) 市民の郷土の歴史に関する学習の支援および人材の育成の寄与に関すること。
- (4) 歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりの推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史料館の設置の目的を達成するために必要と認める事業

(展示室)

第 3 条 史料館の展示室は、常設展示室および企画展示室とする。

(観覧料等)

第 4 条 史料館の展示室において歴史資料等を観覧しようとする者は、別表第 1 に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用の許可)

第5条 別表第2に掲げる史料館の施設を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、史料館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料等)

第6条 史料館の施設を専用して使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(観覧料等の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条第1項の観覧料又は前条第1項の使用料を減免することができる。

(観覧料等の不還付)

第8条 既納の観覧料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、史料館の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に史料館の施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用使用者は、史料館の施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 史料館を使用する者は、その使用を終えたとき、又は第9条の規定により使用を停止されたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 入館者および史料館を使用する者は、歴史資料等もしくは史料館の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(佐竹史料館協議会)

第14条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、史料館に秋田市立佐竹史料館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から、市長が任命する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(秋田市都市公園条例の適用)

第15条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理に関し必要な事項は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項および附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 第14条第3項の規定による協議会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(秋田市都市公園条例の一部改正)

- 4 秋田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2千秋公園の項中

久保田城 御隅櫓	個人 使用	一般	1人	150円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
		高校生以下	1回	無料	
	団体 使用	一般	につき	120円	
		高校生以下		無料	
佐竹史料 館	個人 使用	一般	1人	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
		高校生以下	1回	無料	
	団体 使用	一般	につき	80円	
		高校生以下		無料	
	年間使用		1人 1年 間につ つき	210円	

を

				う。 年間使用の使用料を納付した者の当該年間使用の期間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。
--	--	--	--	--

久保田城御隅櫓	個人使用	一般	1人	150円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。 秋田市立佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第8号）別表第1に定める年間観覧料の納付をした者の当該納付をした日か
		高校生以下	1回	無料	
	団体使用	一般	につき	120円	
		高校生以下		無料	

に

					ら起算して 1年の間に 係る久保田 城御隅櫓の 使用料は、 無料とす る。
--	--	--	--	--	---

改める。

別表第1 観覧料（第4条関係）

区分		金額
常設展観覧料	個人	1人 500円
	団体	1人 400円
年間観覧料		1人 1,300円
企画展観覧料		1人につき、市長が別に定める額

備考

- 1 常設展観覧料とは、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 2 団体とは、観覧しようとする者（高校生以下を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。
- 3 年間観覧料とは、納付をした日から起算して1年の間、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 4 企画展観覧料とは、企画展示室における特別の企画による歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 5 高校生以下の観覧料は、無料とする。

別表第2 講義室等の使用料（第5条、第6条関係）

施設	単位	金額
講義室	午前9時から午後4時30分まで1時間につき	2,100円

屋上テラス	午前 9 時から午後 4 時30分まで 1 平方メートル	5円
屋外広場	ル 1 時間につき	5円

備考

- 1 専用使用者が午前 9 時から午後 4 時30分までの時間以外の時間に使用するときの使用料の額は、1 時間（屋上テラスおよび屋外広場にあつては、1 平方メートル 1 時間）につき、この表に規定する金額の 2 倍に相当する額とする。
- 2 使用時間が 1 時間に満たないときは当該使用時間を 1 時間とし、使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは当該端数を 1 時間に切り上げる。
- 3 専用使用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の 2 倍に相当する額とする。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和 22 年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 空家等対策審議会委員の項の次に次のように加える。

佐竹史料館協議会委員	日額 7,300円
------------	-----------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成24年秋田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(9) 秋田市立佐竹史料館

第 3 条第 2 項中「500円」を「1,000円」に改め、同条第 6 項中「資料ならびに」を「資料、」に改め、「除く。）」の次に「ならびに秋田市立佐竹史料館条例（令和 7 年秋田市条例第 8 号）第 4 条第 1 項の規定により観覧することができる歴史資料等（企画展に係るものを除く。）」を加える。

第 4 条中「第 4 条および」を「第 4 条、」に、「の規定の」を「および秋田市立佐竹史料館条例第 4 条第 1 項の規定の」に改め、「特別展」の次に「および秋田市立佐竹史料館における企画展」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第87条第4項
- (2) 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）第37条第5項
- (3) 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）第45条第4項
- (4) 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）第30条第5項
- (5) 秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第70号）第13条第1項第6号および第22条第1項第6号
- (6) 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）第147条第1項ただし書および同項第4号、第182条第1項ただし書および同項第3号ならびに第189条第1項第1号、第2号および第4号

(7) 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）第129条第1項ただし書および同項第4号、第166条第1項ただし書および同項第3号ならびに第173条第1項第1号、第2号および第4号

(8) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）第35条第2号

(9) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第17条第1項第2号

(10) 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）第7条第2項第2号

(11) 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）第6条第1項ただし書、同項第3号および第7項ただし書

（秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「、栄養士又は」を「、栄養士もしくは管理栄養士又は」に改める。

(1) 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）第4条第12項

(2) 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第152条第13項（秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書および同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書および同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分および同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

(秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書および同項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分および同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書、同項第4号および第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第12項ただし書中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第20項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
秋田市感染症の診査に関する協議会条例（平成11年秋田市条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 第 1 号 中 「 3 人 以 上 」 を 「 5 人 以 内 」 に 改 め 、 同 項 第 2 号
お よ び 第 3 号 中 「 1 人 以 上 」 を 「 2 人 以 内 」 に 改 め る 。

第 6 条 を 第 7 条 と し 、 第 5 条 を 第 6 条 と し 、 第 4 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加
え る 。

（部会）

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定め
る。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があら
かじめ指名した当該部会に属する委員のいずれかの 1 人がその職務を代
理する。

6 第 3 条 第 2 項 お よ び 第 3 項 な ら び に 前 条 の 規 定 は 、 部 会 の 会 議 に つ い
て 準 用 す る 。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議
決とすることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める
条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条・第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳児 法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。

(2) 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児であって、満 3 歳に満

たないものをいう。

(3) 乳幼児 法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児をいう。

(4) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳幼児への適切な遊びおよび生活の場の提供ならびにその保護者との面談および当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号）第1条の規定により置かれる秋田市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営

の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難訓練および消火訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等

について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、当該利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業において利用乳幼児およびその保護者に乳児等通園支援を提供する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論および実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識および技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置する

ときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員として兼ねさせることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の乳児等通園支援事業者の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防

およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対し、食事の提供を行う場合（当該乳児等通園支援事業所外で調理し、搬入する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所内で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第18条 乳児等通園支援事業者は、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにした記録を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、市から、当該乳児等通園支援事業所が提供した乳児等通園支援に関し、当該乳児等通園支援の提供について指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業および余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児

等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室および便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室および便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イおよびカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、

保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合は、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、幼

児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ってはならない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児およびその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等について、当該保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備および職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備および職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 階に応じた施設および設備（第22条関係）

左欄	中欄	右欄
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の

		<p>1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「12年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市子ども福祉医療基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市子ども福祉医療基金条例を廃止する条例

秋田市子ども福祉医療基金条例（平成25年秋田市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第10条の5もしくは第13条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「同項」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第36号中「17,000円」を「22,000円」に改め、同表第37号中「8,500円」を「13,000円」に改める。

別表第5中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次のように加える。

<p>(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成等工事許可申請手数料</p>	<p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 500平方メートル以内のとき 16,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 27,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 39,000円 (エ) 2,000平方メートルを</p>
--	-----------------------	---

超え3,000平方メートル
以内のとき 57,000円

(オ) 3,000平方メートルを
超え5,000平方メートル
以内のとき 72,000円

(カ) 5,000平方メートルを
超え10,000平方メートル
以内のとき 96,000円

(キ) 10,000平方メートルを
超え20,000平方メートル
以内のとき 150,000円

(ク) 20,000平方メートルを
超え40,000平方メートル
以内のとき 230,000円

(ケ) 40,000平方メートルを
超え70,000平方メートル
以内のとき 370,000円

(コ) 70,000平方メートルを
超え100,000平方メート
ル以内のとき 530,000
円

(サ) 100,000平方メートル
を超えるとき 690,000
円

イ 土石の堆積に関する工事
の場合 次に掲げる土石の
堆積を行う土地の面積の区
分に応じ、それぞれ次に定
める金額

(ア) 500平方メートル以内

のとき 11,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 13,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 16,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき 19,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 28,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 31,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき 38,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき 52,000円

(ケ) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき 72,000円

(コ) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき 100,000円

(サ) 100,000平方メートル

		を超えるとき 130,000円
(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	<p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が690,000円を超えるときは、その手数料の額は、690,000円とする。</p> <p>(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計</p>

画の変更の場合については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が130,000円を超えるときは、その手数料の額は、130,000円とする。

(ア) 土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合
(イ)のみに該当する場合を除く。) については、土石の堆積を行う土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積) に応じ前号イに規定する額に10分の1を乗じて得た額

		(イ) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前号イに規定する額 (ウ) その他の変更については、10,000円
--	--	---

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年4月1日から施行する。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「表に掲げるとおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 確認申請等に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	42,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	59,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	77,000円

のもの	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	117,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	276,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	461,000円
50,000平方メートルを超えるもの	834,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	35,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	59,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	81,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	231,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	400,000円
50,000平方メートルを超えるもの	772,000円

第2条第2項中「前項の表」を「前項各号の表」に改め、同条第3項中「第1項に」を「第1項各号に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 確認申請等に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する建築による建築物が含まれるときは、全ての建築物について第1項第1号の規定を適用する。

第4条第1項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「表に掲げるとおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）である場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	24,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	28,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	50,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	83,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	122,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	314,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	534,000円
50,000平方メートルを超えるもの	948,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	18,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	65,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	94,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	229,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	365,000円
50,000平方メートルを超えるもの	737,000円

第4条第2項中「前項の表」を「前項各号の表」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づ

く通知に特定建築行為による建築物が含まれるときは、全ての建築物について第1項第1号の規定を適用する。

第5条第1項および第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第6条第1項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第7条第1項中「表に掲げるとおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該建築物の建築が特定建築行為である場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	21,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	81,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	114,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	297,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	518,000円
50,000平方メートルを超えるもの	934,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	27,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	37,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	86,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	212,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	349,000円
50,000平方メートルを超えるもの	723,000円

第7条第2項中「第4条第2項」の次に「および第3項」を加え、「前項の表」を「前項各号の表」に改める。

第9条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項各号」に、「第4条第1項」を「第4条第1項各号」に、「第7条第1項」を「第7条第1項各号」に改める。

別表第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表第49号中「第2条第1項の表」を「第2条第1項第2号の表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部改正)

2 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項第2号」に改める。

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第7条」に改める。

第2条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「提出等の」を「確保計画の提出等の」に改め、同条第4号中「省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が」に、「の非住宅建築物又は複合建築物に係る提出等」を「であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	93,000円
----------------	---------

第2条第4号の表中「247,000円」を「118,000円」に、「323,000円」を「155,000円」に、「460,000円」を「250,000円」に、「566,000円」を「326,000円」に、「669,000円」を「392,000円」に、「763,000円」を「459,000円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号中「省令第1

条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が」に、「の非住宅建築物又は複合建築物に係る提出等」を「であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	241,000円
----------------	----------

第2条第3号の表中「97,000円」を「302,000円」に、「129,000円」を「389,000円」に、「208,000円」を「554,000円」に、「271,000円」を「682,000円」に、「325,000円」を「806,000円」に、「381,000円」を「920,000円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号中「省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する工場等に係る提出等」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が工場等であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	22,000円
----------------	---------

第2条第2号の表中「28,000円」を「30,000円」に、「39,000円」を「41,000円」に、「90,000円」を「102,000円」に、「133,000円」を「153,000円」に、「164,000円」を「189,000円」に、「202,000円」を「234,000円」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する」および「（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、「同項」を「基準省令第1条第2項」に、「）と」を

「) および」に改め、「又は複合建築物」を削り、「であるもの（以下「工場等」という。）に係る提出等」を「（以下「工場等」という。）であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	26,000円
----------------	---------

第2条第1号の表中「24,000円」を「34,000円」に、「34,000円」を「47,000円」に、「84,000円」を「109,000円」に、「127,000円」を「160,000円」に、「157,000円」を「198,000円」に、「194,000円」を「244,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る確保計画の提出等 確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合することについて、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては29,000円、市長が認める方法のみにより行われる場合にあっては20,000円
- (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行

われる場合にあつては、共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	74,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	123,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	208,000円
5,000平方メートル以上の場合	298,000円

- (3) 共同住宅等に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円
5,000平方メートル以上の場合	231,000円

- (4) 共同住宅等に係る確保計画の提出等（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法のみにより行われる場合に限る。） 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて

市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	36,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	62,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	110,000円
5,000平方メートル以上の場合	166,000円

第2条に次の1号を加える。

- (9) 複合建築物に係る確保計画の提出等 確保計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積（確保計画に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および確保計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第3条中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「提出等」を「確保計画の提出等」に改める。

第4条中「第11条」を「第13条」に改める。

第5条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。）」および「29,000円（」を削り、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「ついで」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつては29,000円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「16,000円」を「20,000円」に改め、「同項各号」の次に「（法第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、

「5,000円）」を「6,000円」に改め、同項第2号中「共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）」を「共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）」に、「次号に掲げるものを除く」を「向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る」に、「延べ面積（当該）」を「床面積（）」に、「法第35条第1項第1号」を「同号」に改め、「（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）」を削り、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「56,000円」を「74,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「93,000円」を「123,000円」に、「17,000円」を「22,000円」に、「157,000円」を「208,000円」に、「36,000円」を「48,000円」に、「224,000円」を「298,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に改め、同項第6号中「向上計画認定申請」の次に「（第2号から前号までに掲げるものを除く。）」を加え、「共同住宅等の部分」を「住宅部分」に、「又は第3号の表」を「、第3号の表又は第4号の表」に、「延べ面積」を「床面積」に改め、「当該」を削り、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第4号の表」を「第5号の表、第6号の表、第7号の表」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「省令第10条第1号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合する」を削り、「非住宅建築物」の次に「又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等であるもの」を、「向上計画認定申請」の次に「（基準省令第10条第1号ロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、「次の」を「向上計画に係る次の」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「182,000円」を「22,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「247,000円」を「30,000円」に、「15,000円」を「18,000円」に、「292,000円」を「41,000円」に、「22,000円」を「29,000円」に、「417,000円」を「102,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に、「513,000円」を「153,000円」に、「101,000円」を「135,000円」に、「606,000円」を「189,000円」に、「128,000円」を「170,000円」に、

「691,000円」を「234,000円」に、「159,000円」を「212,000円」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	241,000円（適合証を提出する場合 にあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方 メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出する場合 にあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満の場合	389,000円（適合証を提出する場合 にあつては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満の場合	554,000円（適合証を提出する場合 にあつては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満の場合	682,000円（適合証を提出する場合 にあつては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合	806,000円（適合証を提出する場合 にあつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	920,000円（適合証を提出する場合 にあつては、212,000円）

- (8) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額

300平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合 にあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方 メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出する場合 にあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満の場合	155,000円（適合証を提出する場合 にあつては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満の場合	250,000円（適合証を提出する場合 にあつては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満の場合	326,000円（適合証を提出する場合 にあつては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合	392,000円（適合証を提出する場合 にあつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	459,000円（適合証を提出する場合 にあつては、212,000円）

第5条第1項第4号中「省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合する」を削り、「非住宅建築物」の次に「又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であつて、その非住宅部分の用途が工場等であるもの」を、「向上計画認定申請」の次に「（基準省令第10条第1号ロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、「次の」を「向上計画に係る次の」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「71,000円」を「26,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「97,000円」を「34,000円」に、「15,000円」を「18,000円」に、「117,000円」を「47,000円」に、「22,000円」を「29,000円」に、「188,000円」を「109,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に、「245,000円」を「160,000円」に、「101,000円」を「135,000円」に、「295,000円」を「198,000円」に、「128,000円」を「170,000円」に、「345,000円」を「244,000円」に、「159,000円」を「212,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「共同住宅等」の次に「又は複合建築物（住宅部分に限る。）」を加え、「第35条第

1 項第 1 号」を「第30条第 1 項第 1 号」に、「により行われるもの」を「のみにより行われる場合」に、「延べ面積（当該」を「床面積（」に、「前号」を「同号」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「28,000円」を「36,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「47,000円」を「62,000円」に、「17,000円」を「22,000円」に、「83,000円」を「110,000円」に、「36,000円」を「48,000円」に、「125,000円」を「166,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）の向上計画認定申請（向上計画が法第30条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円（適合証を提出する場合にあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円（適合証を提出する場合にあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円（適合証を提出する場合にあつては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	231,000円（適合証を提出する場合にあつては、85,000円）

第 5 条第 2 項中「第34条第 3 項」を「第29条第 3 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第36条第 1 項」を「第31条第 1 項」に改める。

第 7 条を削る。

第 8 条第 1 項中「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に、「第 6 条の」を「前条の」に、「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項第 2 号」に改め、同

条第2項中「であつて、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるとき」を削り、「および第6条」を「および前条」に、「を同法」を「を建築基準法」に改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「34,000円（」を削り、「ついて」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては29,000円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「18,000円」を「20,000円」に、「5,000円）」を「6,000円」に改め、同条第2号中「）と」を「）および」に、「次号に掲げるものを除く」を「法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る」に改め、同号の表中「71,000円」を「74,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「120,000円」を「123,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「204,000円」を「208,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「293,000円」を「298,000円」に、「83,000円」を「85,000円」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「当該計画が」を削り、「により行われるもの」を「のみにより行われる場合」に改め、同号の表中「34,000円」を「36,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「107,000円」を「110,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「162,000円」を「166,000円」に、「83,000円」を

「85,000円」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	55,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円（適合証を提出する場合にあっては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	231,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円）

第2条第5号中「計画（」を「計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）であるものに限る。）（」に、「前号の表」を「次の表」に改め、同号に次の表を加える。

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	26,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合にあっては、29,000円）

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	109,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	160,000円（適合証を提出する場合には、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	198,000円（適合証を提出する場合には、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	244,000円（適合証を提出する場合には、212,000円）

第2条第6号中「係る計画」の次に「（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものに限る。）」を加え、同号の表中「89,000円」を「22,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「112,000円」を「30,000円」に、「16,000円」を「18,000円」に、「150,000円」を「41,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「243,000円」を「102,000円」に、「77,000円」を「85,000円」に、「318,000円」を「153,000円」に、「122,000円」を「135,000円」に、「382,000円」を「189,000円」に、「154,000円」を「170,000円」に、「448,000円」を「234,000円」に、「192,000円」を「212,000円」に改め、同条に次の3号を加える。

(7) 複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものを除く。）（次号に掲げるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	241,000円（適合証を提出する場合には、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出する場合には、18,000円）

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	389,000円（適合証を提出する場合には、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	554,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	682,000円（適合証を提出する場合には、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	806,000円（適合証を提出する場合には、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	920,000円（適合証を提出する場合には、212,000円）

- (8) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であることを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合には、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出する場合には、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	155,000円（適合証を提出する場合には、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	250,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	326,000円（適合証を提出する場合には、135,000円）

10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の場 合	392,000円（適合証を提出する場合に あつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場 合	459,000円（適合証を提出する場合に あつては、212,000円）

(9) 複合建築物に係る計画（第2号から前号までに掲げるものを除く。） 計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第3条第1号中「17,000円（」を削り、「ついて」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては19,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては14,500円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「9,000円」を「10,000円」に、「2,500円）」を「3,000円」に改め、同条第2号中「および第3号」を「から第4号まで」に、「変更」を「変更後の計画」に、「又は第3号の表」を「、第3号の表又は第4号の表」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前条第5号」の次に「および第6号」を加え、「変更に係る同条第4号の表」を「変更後の計画に係る同条第5号の表又は第6号の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「前条第6号」を「前条第7号および第8号」に、「変更に係る同号の表」を「変更後の計画に係る同条第7号の表又は第8号の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 前条第9号に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る計画の変更にあっては、変更後の計画に係る住宅部分の前条第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分

の1を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更後の計画に係る非住宅部分の前条第5号の表、第6号の表、第7号の表又は第8号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

第4条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項第2号」に改め、同条第2項中「であつて、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるとき」を削り、「を同法」を「を建築基準法」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「43,000円」を「45,500円」に、「35,000円」および「32,500円」を「37,000円」に、「30,000円」を「36,500円」に、「10,000円」を「12,100円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。

別表第2災害の防御および救助活動に従事した場合の項を次のように改める。

災害に係る 職務に従事 した場合	災害の防御および救助 活動に従事した場合	4時間以上 の場合	8,000円
		4時間未満 の場合	4,000円
	その他の場合		1,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第45条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科もしくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を

を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第45条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第46条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第46条第2号中「および第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）
の一部を次のように改正する。

別表第3中「337.1ヘクタール」を「280.6ヘクタール」に、「10,518
人」を「9,198人」に、「2,046.9立方メートル」を「1,690.5立方メート
ル」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市河辺赤平農業集落排水施設の項および秋田市河辺下三内農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市河辺赤平農業集落排水施設および秋田市河辺下三内農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市河辺赤平農業集落排水施設および秋田市河辺下三内農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「および第3号から第6号」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。）」については1人につき1万3,000円とし、同項第2号から第5号に改め、「(次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「(次条において「行(1)8級職員等」という。）」および「とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。）」については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条の2第1項中「定年前再任用短時間勤務職員および」を削る。

第10条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第11条第2項第1号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）および前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第17条の3第1項第2号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第2項中「掲げる」の次に「場合の」を、「に定める額」の次に「（前項各号の規定による勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第27条の3第2項第1号中「給料」の次に「、住居手当」を加える。

第27条の4第1項中「から第10条まで、第10条の3」を「、第10条」に改め、同条第2項中「から第10条まで」を「、第10条」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員お よび 任期 付職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	267,183	300,921	323,581	357,721	411,198	461,553
	2	185,910	233,143	268,190	302,432	325,394	359,433	413,112	467,092
	3	187,119	234,654	269,197	303,942	327,206	361,045	415,025	472,128
	4	188,226	236,164	270,204	305,352	328,918	362,656	416,838	476,861
	5	189,334	237,675	271,212	306,762	330,630	364,268	418,651	480,890
	6	191,046	239,186	272,219	307,870	332,343	366,080	420,464	484,415
	7	192,658	240,696	273,226	308,877	334,055	367,591	422,277	487,436
	8	194,269	242,207	274,233	310,086	335,767	369,202	424,089	489,954
	9	195,880	243,718	275,240	311,294	337,378	370,612	425,701	491,968
	10	197,593	245,128	276,247	312,905	339,090	372,224	427,211	
	11	199,204	246,538	277,254	314,517	340,802	373,835	428,722	
	12	200,815	247,948	278,362	316,128	342,414	375,346	430,233	
	13	202,427	249,156	279,369	317,639	343,924	377,259	431,743	
	14	204,139	250,365	280,678	319,250	345,536	379,173	433,053	
	15	205,851	251,573	281,988	320,862	347,147	381,086	434,362	
	16	207,563	252,782	283,196	322,473	348,658	382,899	435,570	
	17	208,872	253,889	284,505	323,984	350,067	384,410	436,779	
	18	210,483	254,997	285,814	325,696	351,780	386,222	438,088	
	19	212,095	256,105	287,023	327,307	353,391	387,934	439,397	
	20	213,605	257,213	288,232	328,918	355,002	389,546	440,606	
	21	215,116	258,220	289,339	330,328	356,211	391,258	441,814	
	22	216,727	259,227	290,548	332,040	357,721	392,668	442,620	
	23	218,339	260,234	291,857	333,752	359,232	394,078	443,426	
	24	219,950	261,241	293,166	335,364	360,743	395,488	444,231	
	25	221,562	262,248	294,476	336,572	362,455	396,898	444,836	
	26	223,274	263,155	295,483	338,486	364,268	398,106	445,440	
	27	224,583	264,061	296,490	340,198	365,980	399,315	446,044	
	28	225,892	264,968	297,598	341,809	367,692	400,322	446,648	
	29	227,201	265,773	298,705	343,320	369,102	401,430	447,353	
	30	228,309	266,579	299,914	344,931	370,411	402,638	448,159	
	31	229,417	267,385	301,022	346,543	371,619	403,746	448,562	
32	230,525	268,190	302,230	348,154	373,029	404,854	449,267		

33	231, 633	268, 895	303, 439	349, 866	374, 137	405, 559	449, 770
34	232, 740	269, 701	304, 748	351, 679	375, 044	406, 264	450, 173
35	233, 848	270, 507	306, 057	353, 492	376, 051	406, 969	450, 576
36	234, 956	271, 212	307, 366	355, 304	377, 158	407, 674	450, 979
37	236, 064	271, 917	308, 676	356, 815	377, 964	408, 278	451, 382
38	237, 071	272, 722	309, 985	358, 225	378, 871	408, 882	451, 785
39	238, 078	273, 528	311, 294	359, 635	379, 777	409, 386	452, 187
40	238, 984	274, 233	312, 603	361, 045	380, 583	409, 788	452, 490
41	239, 891	274, 938	313, 913	362, 556	381, 388	410, 191	452, 792
42	240, 797	275, 743	315, 222	363, 361	382, 194	410, 393	453, 195
43	241, 603	276, 549	316, 531	364, 368	383, 000	410, 695	453, 497
44	242, 408	277, 254	317, 639	365, 375	383, 705	410, 997	453, 799
45	243, 113	277, 959	318, 545	366, 282	384, 410	411, 299	454, 101
46	243, 718	278, 664	319, 854	367, 390	385, 115	411, 601	
47	244, 322	279, 369	321, 164	368, 296	385, 820	411, 903	
48	244, 926	280, 074	322, 473	369, 303	386, 524	412, 206	
49	245, 530	280, 779	323, 681	370, 209	387, 028	412, 407	
50	246, 135	281, 484	324, 991	370, 914	387, 632	412, 709	
51	246, 739	282, 189	326, 199	371, 619	388, 237	413, 011	
52	247, 243	282, 894	327, 408	372, 224	388, 942	413, 313	
53	247, 746	283, 498	328, 717	372, 627	389, 344	413, 515	
54	248, 149	284, 203	329, 825	373, 231	389, 949	413, 817	
55	248, 451	284, 807	330, 933	373, 936	390, 553	414, 119	
56	248, 753	285, 512	332, 040	374, 641	391, 056	414, 421	
57	249, 055	286, 117	332, 745	374, 943	391, 459	414, 623	
58	249, 357	286, 822	333, 652	375, 648	392, 064	414, 925	
59	249, 660	287, 426	334, 357	376, 353	392, 668	415, 227	
60	249, 962	288, 131	335, 162	376, 957	393, 171	415, 428	
61	250, 264	288, 735	335, 968	377, 259	393, 574	415, 630	
62	250, 566	289, 440	336, 371	377, 763	394, 078	415, 932	
63	250, 868	290, 044	336, 975	378, 367	394, 581	416, 234	
64	251, 170	290, 548	337, 680	378, 971	395, 186	416, 435	
65	251, 472	291, 051	338, 486	379, 273	395, 488	416, 637	
66	251, 775	291, 656	339, 191	379, 878	395, 891	416, 939	
67	252, 077	292, 159	339, 896	380, 583	396, 293	417, 241	
68	252, 379	292, 763	340, 500	381, 187	396, 696	417, 442	
69	252, 681	293, 267	341, 004	381, 590	396, 998	417, 644	
70	252, 983	293, 771	341, 608	382, 093	397, 300	417, 946	
71	253, 285	294, 375	342, 111	382, 698	397, 603	418, 248	

72	253, 587	294, 979	342, 716	383, 201	397, 804	418, 450
73	253, 889	295, 483	343, 018	383, 705	398, 005	418, 651
74	254, 192	295, 986	343, 521	384, 309	398, 308	
75	254, 494	296, 389	343, 924	384, 812	398, 610	
76	254, 796	296, 691	344, 327	385, 115	398, 811	
77	255, 098	296, 893	344, 730	385, 517	399, 013	
78	255, 400	297, 195	345, 233	386, 021	399, 315	
79	255, 702	297, 396	345, 737	386, 424	399, 617	
80	256, 004	297, 698	346, 240	386, 827	399, 818	
81	256, 306	297, 900	346, 543	387, 229	400, 020	
82	256, 609	298, 101	346, 945	387, 733	400, 322	
83	256, 911	298, 403	347, 348	388, 136	400, 624	
84	257, 213	298, 605	347, 751	388, 539	400, 825	
85	257, 515	298, 907	348, 053	388, 841	401, 027	
86	257, 817	299, 209	348, 456			
87	258, 119	299, 511	348, 859			
88	258, 421	299, 813	349, 262			
89	258, 723	300, 115	349, 463			
90	259, 026	300, 417	349, 866			
91	259, 328	300, 720	350, 269			
92	259, 630	301, 122	350, 672			
93	259, 932	301, 324	350, 873			
94		301, 525	351, 276			
95		301, 827	351, 679			
96		302, 230	351, 981			
97		302, 432	352, 283			
98		302, 734	352, 686			
99		303, 137	353, 089			
100		303, 539	353, 492			
101		303, 741	353, 995			
102		304, 043	354, 398			
103		304, 345	354, 801			
104		304, 647	355, 204			
105		304, 849	355, 707			
106		305, 151	356, 110			
107		305, 453	356, 412			
108		305, 755	356, 714			
109		305, 956	357, 218			
110		306, 359				

	111		306,762						
	112		307,064						
	113		307,266						
	114		307,467						
	115		307,769						
	116		308,172						
	117		308,374						
	118		308,575						
	119		308,877						
	120		309,179						
	121		309,582						
	122		309,783						
	123		310,086						
	124		310,388						
	125		310,690						
定年前再任用短時間勤務職員		基準							
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,363	221,058	261,846	281,685	296,993	322,876	365,275	399,013
任期付職員		給料月額							
		円							
	1	195,880							
	2	227,201							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給 月 料 額	給 月 料 額	給 月 料 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100
	2	293,700	403,000	457,100
	3	296,000	405,600	459,000
	4	298,200	408,100	460,900
	5	300,300	410,500	462,300
	6	303,800	412,700	464,100
	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100
	12	324,400	423,500	474,900
	13	327,800	424,900	476,700
	14	331,300	426,400	478,500
	15	334,700	427,900	480,300
	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100	

	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	
	77		489,200	
	78		489,800	
	79		490,400	
	80		490,800	
	81		491,300	
	82		491,900	
	83		492,500	
	84		493,000	
	85		493,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円 327,800		

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給 料 月 額					
		円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員	1	189,939	229,014	264,867	283,800	317,236	363,260
	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646	364,973
	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056	366,584
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466	368,195
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876	369,807
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487	371,418
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998	373,029
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508	374,641
	9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019	376,252
	10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630	378,266
	11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141	380,280
	12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652	382,295
	13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162	383,705
	14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774	385,417
	15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284	387,129
	16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795	388,841
	17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306	390,553
	18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917	392,064
	19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528	393,574
	20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039	395,085
	21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348	396,394
	22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859	397,703
	23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370	399,013
	24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880	400,120
	25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391	401,228
	26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902	402,336
	27	231,935	258,220	286,217	309,481	356,412	403,444
	28	232,841	259,026	287,023	310,690	357,822	404,552
	29	233,747	259,831	287,829	311,999	359,232	405,357
	30	234,654	260,637	288,936	313,208	360,843	406,163
	31	235,560	261,443	289,944	314,416	362,354	406,969
	32	236,467	262,248	290,951	315,625	363,865	407,774
	33	237,272	263,054	291,958	316,833	365,073	408,177
	34	238,078	263,860	293,066	317,941	366,181	408,781
	35	238,884	264,565	294,073	319,149	367,390	409,285
	36	239,689	265,370	295,080	320,358	368,497	409,688
	37	240,495	266,277	296,087	321,567	369,504	410,091
	38	241,301	267,082	297,094	322,876	370,310	410,292
	39	242,106	267,888	298,101	324,185	371,317	410,594
	40	242,912	268,694	299,108	325,394	372,425	410,896
	41	243,516	269,499	300,115	326,300	373,432	411,198
	42	244,121	270,305	301,324	327,508	374,439	411,501
	43	244,725	271,111	302,432	328,717	375,446	411,803

44	245, 228	271, 917	303, 539	329, 925	376, 353	412, 105
45	245, 732	272, 621	304, 647	331, 033	377, 158	412, 306
46	246, 336	273, 427	305, 755	332, 040	377, 964	412, 608
47	246, 840	274, 233	306, 863	333, 047	378, 871	412, 911
48	247, 243	275, 039	307, 971	333, 954	379, 676	413, 213
49	247, 645	275, 743	309, 078	334, 860	380, 180	413, 414
50	248, 149	276, 549	310, 186	335, 867	380, 985	413, 716
51	248, 652	277, 254	311, 294	336, 874	381, 791	414, 018
52	249, 156	277, 959	312, 402	337, 781	382, 597	414, 320
53	249, 458	278, 664	313, 409	338, 284	383, 000	414, 522
54	249, 760	279, 369	314, 416	339, 191	383, 705	
55	250, 062	280, 074	315, 423	339, 896	384, 410	
56	250, 365	280, 779	316, 430	340, 802	385, 014	
57	250, 667	281, 484	317, 437	341, 507	385, 417	
58	250, 969	282, 189	318, 445	341, 809	385, 920	
59	251, 271	282, 894	319, 452	342, 313	386, 524	
60	251, 573	283, 498	320, 358	342, 917	387, 129	
61	251, 875	284, 102	321, 264	343, 521	387, 532	
62	252, 177	284, 807	322, 070	344, 226	388, 035	
63	252, 479	285, 512	322, 775	344, 931	388, 539	
64	252, 782	286, 117	323, 480	345, 536	389, 042	
65	253, 084	286, 721	324, 084	346, 240	389, 646	
66	253, 386	287, 426	324, 789	346, 744	390, 150	
67	253, 688	288, 131	325, 394	347, 348	390, 754	
68	253, 990	288, 735	325, 998	347, 953	391, 359	
69	254, 292	289, 339	326, 602	348, 255	391, 862	
70	254, 594	290, 044	326, 803	348, 859	392, 366	
71	254, 897	290, 749	327, 307	349, 362	392, 869	
72	255, 098	291, 354	327, 811	349, 866	393, 373	
73	255, 299	291, 958	328, 415	350, 370	393, 675	
74	255, 601	292, 461	328, 918	350, 873	394, 178	
75	255, 904	292, 864	329, 422	351, 377	394, 581	
76	256, 105	293, 267	329, 825	351, 780	394, 984	
77	256, 306	293, 670	330, 429	352, 082	395, 387	
78	256, 609	293, 972	330, 933	352, 384		
79	256, 911	294, 274	331, 335	352, 585		
80	257, 112	294, 576	331, 839	352, 887		
81	257, 314	294, 878	332, 343	353, 391		
82	257, 616	295, 181	332, 745	353, 693		
83	257, 918	295, 483	332, 947	353, 995		
84	258, 119	295, 785	333, 249	354, 297		
85	258, 321	295, 986	333, 652	354, 700		
86		296, 188	334, 055	355, 002		
87		296, 389	334, 357	355, 304		
88		296, 590	334, 659	355, 607		
89		296, 993	334, 961	356, 009		
90		297, 195	335, 162	356, 311		
91		297, 396	335, 565	356, 614		
92		297, 598	335, 867	356, 916		
93		298, 000	336, 069	357, 218		

	94		298,202	336,371	357,621		
	95		298,403	336,673	358,024		
	96		298,705	336,975	358,426		
	97		299,007	337,177	358,930		
	98		299,209	337,479	359,333		
	99		299,410	337,781	359,736		
	100		299,712	337,982	360,138		
	101		300,015	338,184	360,642		
	102		300,216	338,385			
	103		300,417	338,788			
	104		300,720	338,989			
	105		301,022	339,191			
	106			339,594			
	107			339,996			
	108			340,399			
	109			340,601			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		194,370	221,159	249,861	263,558	289,339	330,731
任期付 職員		給 料 月 額					
			円				
			234,150				

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「および前項」に改め、「および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「から第10条まで」を「、第8条、第10条」に、「、第17条および第27条」を「および第17条」に改め、同条第2項中「および第26条第2項」を「、第26条第2項および第27条第2項第1号」に改め、「含む」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の167.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の177.5」を「100分の95」と、同条例第27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第9条第1項を削り、同条第2項中「、第10条の2および第13条」を「および第10条の2」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条の2第2項中「該当する」を「該当した」に改め、同項第1号中「勤務する」を「勤務した」に改め、同項第2号中「週休日又は休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務する」を「勤務した」に改める。

第16条第2項中「が配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第18条中「、地方公務員法第22条の4第1項」を削り、同条を同条第

2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第4条、第11条および第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には、適用しない。

(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「から第10条の3まで」を「、第10条」に改める。

附則第10項中「、第4条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において秋田市職員給与条例別表第1および別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員および別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例第8条の規定の適用については、同条第2項

「(5) 重度心身障害者

中「(5) 重度心身障害者」とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事

と、同条第3項中「1
実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「と
し、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 施行日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改
正後の秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条第2項の規定の適
用については、同項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、 「(5) 重度
心身障害者 (6) 配偶
者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

（規則への委任）

6 附則第2項から附則第4項までに定めるもののほか、この条例の施行
に関し必要な事項は、規則で定める。

（秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

7 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例
第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1

7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4

37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		

67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					

97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1

10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23

40	28	24
41	29	25
42	30	26
43	31	27
44	32	28
45	33	29
46	34	30
47	35	31
48	36	32
49	37	33
50	38	34
51	39	35
52	40	36
53	41	37
54	42	38
55	43	39
56	44	40
57	45	41
58	46	42
59	47	43
60	48	44
61	49	45
62	50	46
63	51	47
64	52	48
65	53	49
66	54	50
67	55	51
68	56	52
69	57	53

70	58	54
71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号俵	新号俵			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16

29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46

59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		

89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」、「小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「」および

「」という。)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合は、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

の一部改正)

第2条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」、「第28条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「」および「」という。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合は、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第12条第 5 項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項中「出席した委員」を「出席する委員」に、「出席したもの」を「出席しているもの」に改める。

第18条第2項中「前項の委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員は、」を削り、「発言を」を「発言は、」に改める。

第21条第2項中「者は、」を「者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第22条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「で公聴会に出席する」を「により公聴会で意見を述べる」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「で委員会に出席する」を「により委員会で意見を述べる」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第71条第1号ア中「エ」を「ウおよびオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第77条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第71条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量および最高出力）」を加え、同条第3項中「身体障害者又は」を「身体障害者もしくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日および」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、

当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例第71条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第18条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田市表彰規則の一部改正)

第1条 秋田市表彰規則(昭和58年秋田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則および秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則(平成12年秋田市規則第20号)第13条第4項第3号および第4号ならびに第5項第1号

(2) 秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則(平成24年秋田市規則第19号)第7条第3号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の

規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則第13条第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 6 号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する
規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則
第100号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第
22条第 1 項の規定により農地中間管理機構から委託された農業経営基
盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 7 条第 1 号に規定する農地売
買等事業に関する事務

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 7 号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項生活総務課の項中第19号を第20号とし、第2号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 改葬許可に関する事。

第12条第1項市民課の項第13号中「埋火（改）葬許可」を「埋火葬許可」に改め、同項第14号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号および第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号から第23号までを3号ずつ繰り上げ、同条第1項後期高齢医療課の項第4号中「後期高齢者医療被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書」に改める。

第17条住宅政策課の項に次の1号を加える。

(11) 空家等対策審議会に関する事。

第25条第1項第18号中「国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証」を「国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書」に改め、同項第19号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、同項第113号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削る。

第30条の10保健総務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を第13号とし、同条の次に次の1号を加える。

(14) 地域医療および災害医療に関する事。

第30条の10健康管理課の項中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 健康危機管理体制の確保に関する事。
- (3) 保健師の保健活動の総合調整等に関する事。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「および支出負担行為書」を削り、別表第1の4を次のように改める。

4 支出負担行為書および支出命令書に関する事務

事 項		補助執行者	
		教育長	課長、校長および事務長
(1) 支出負担行為書	ア 事務決裁規程の規定による執行伺の決裁権者が副市長以上であるもの又は執行伺に関する事務を補助執行する者が教育長であるもの	○	
	イ 執行伺に関する		

	る事務を補助執行する者が課長、校長および事務長であるもの		○
(2) 支出命令書（教育委員会の委員の報酬、職員の給与、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償および別に指定する公共料金に係るものを除く。）			○

別表第2の1中「および支出負担行為書」を削り、別表第2の4を次のように改める。

4 支出負担行為書および支出命令書に関する事務

事 項	区分
(1) 支出負担行為書（事務決裁規程の規定による執行伺の決裁権者が副市長以上であるもの又は執行伺に関する事務を補助執行する者が事務局長であるものに限る。）	○
(2) 支出命令書（選挙管理委員会の委員、監査委員および農業委員会の委員の報酬（農業委員会の委員の年額の報酬を除く。）、職員の給与、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償ならびに別に指定する公共料金に係るものを除く。）	○

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 9 号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 109 条第 1 項中「）以上」の次に「（予定価格が零を下回る入札にあっては、その都度市長が定める額）」を加える。

第 128 条第 1 項中「以上の」を「以上（予定価格が零を下回る入札に係る契約にあっては、その都度市長が定める額）の」に改める。

第 137 条に次の 1 項を加える。

9 契約者は、第 1 項の規定による保証契約書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、および市長が認められた措置を講ずることができる。この場合において、当該契約者は、当該保証契約書を市長に寄託したものとみなす。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市学校給食費に関する条例施行規則（平成28年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「令和6年度」の次に「および令和7年度」を加
え、同項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条生活保護法関係の項第19号中「第81条の 3」を「第81条の 4」に改め、同条生活困窮者自立支援法関係の項第 4 号中「第 7 条第 2 項第 2 号」を「第 7 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

別表第11項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の 1 号を加える。

(16) 法第38条の 3 第 1 項に定める入院措置に係る通知（第 6 号に掲
げる入院措置に係るものに限る。）に関する事項

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の (1) のウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成18年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し、同条および第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条中「第8条」を「第5条」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 9 第 2 項第 2 号中「、条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日以後の日を改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 8 第 1 項に規定する時間外勤務制限開始日とする秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年秋田市条例第 5 号）による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年秋田市条例第 4 号）第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求（その 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）を行おうとする職員は、この規則の施行の日前においても、同項および同規則第 8 条の 8 第 1 項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族（異動）認定申請書により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第4条第2項中「が職員」を「は、職員」に、「届出を受けた」を「規定による届出があった」に、「申請書記載の扶養親族が条例第8条第2項に定める要件を備えているかどうかを確かめて」を「その届出に係る事実および扶養手当の月額を」に改め、同条に次の2項を加える。

6 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（別に定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で別に定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う

ものとする。

7 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第4条の3第1項第2号中「配偶者（婚姻の届出をしていない）」を「職員の扶養親族たる者（配偶者（届出をしない）」に、「、父母」を「で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものおよび条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅および職員の配偶者、父母」に改め、「（条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」および「および職員の扶養親族たる者が所有する住宅」を削る。

第4条の7第1項中「欠くに至った日」の次に「（別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で別に定める日）」を加え、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改める。

第4条の10第1項中「同条同項」を「同項」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第4条の14第1項中「（次項）」の次に「および第4条の19第4項」を加え、同項第1号ア中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

第4条の17第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃相当額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）および同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削る。

第4条の19第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「この条および」を「この条、第4条の21第2項第2号および」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該

翌日後において最も近い市の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし」に改め、同条第4項中「第11条第3項」を「第11条第4項」に、「次の各号に掲げる」を「運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額)(第4条の15各号に掲げる職員に係るものを除く。)および条例第11条第2項第1号に定める額(第4条の17第1号に掲げる職員に係るものを除く。)をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額(第4条の21第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける」に、「同項」を「条例第11条第4項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第4条の21第1項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、同項第2号中「運賃等」を「運賃」に改め、同条第2項中「交通機関に係る通勤手当に係る条例第11条第4項」を「条例第11条第5項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃相当額等(第4条の17第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃相当額および条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「1箇月当たりの運賃相当額等が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同項第2号中「1箇月当たりの運賃相当額等が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「およびウ」を削り、「5万5,000円」を「15万円」に、「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改め、「払戻金相当額」の次に「の合計額および別に定める額の合計額」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、同条第3項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第4条の22第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同条第2項第3号中「運賃等」を「運賃」に改める。

第4条の25中「求め、又は通勤の実情を実地に調査する」を「求める」に改める。

第4条の33第1項中「欠くに至った日」の次に「（別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で別に定める日）」を加える。

第12条の2第3項を削り、同条第2項中「又は」の次に「任期付職員条例第7条第3項の規定による」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第17条の3第2項の規則で定める勤務は、同条第1項第1号に規定する勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第12条の2第5項を次のように改める。

5 次に掲げる場合には、条例第17条の3第1項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項第2号の規定による勤務は、同項第1号の規定による勤務とみなす。

(1) 条例第17条の3第1項第1号の規定による勤務をした後、引き続いて同項第2号の規定による勤務をした場合

(2) 条例第17条の3第1項第2号の規定による勤務をした後、引き続いて同項第1号の規定による勤務をした場合

第12条の2中第5項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 任期付職員条例第8条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条の3第1項の規定により特定任期付職員に対して支給する管理職員特別勤務手当に係る同条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる特定任期付職員が受ける特定任期付職員給料表の号俸又は任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額に区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 5号俸から7号俸までおよび任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 5,000円

(2) 2号俸から4号俸まで 4,300円

(3) 1号俸 3,500円

附則第4項中「第12条の2第1項」を「第12条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)
- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間は、改正後の秋田市職員給与条例施行規則第4条第1項および第6項中「条例」とあるのは、「秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田市条例第26号）附則第4項の規定により読み替えられた条例」とする。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第18および別表第19を次のように改める。

別表第18 昇格時号俸対応表（第23条関係）

ア 行政職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2

14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5
37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5

44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	
65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	

74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46				
87	35	47	46				
88	35	48	46				
89	35	48	47				
90	36	48	47				
91	36	48	47				
92	36	48	47				
93	37	49	47				
94		49	47				
95		49	47				
96		49	48				
97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				
100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				

104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

イ 医療職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた 号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1

5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	2
23	1	3
24	1	4
25	1	5
26	1	6
27	1	7
28	1	8
29	1	9
30	1	10
31	1	11
32	1	12
33	1	13
34	2	14

35	3	15
36	4	16
37	5	17
38	6	18
39	7	19
40	8	20
41	9	21
42	10	21
43	11	22
44	12	22
45	13	23
46	13	23
47	13	24
48	14	24
49	14	25
50	14	25
51	14	26
52	15	26
53	15	27
54	15	27
55	15	28
56	16	28
57	16	29
58	16	29
59	16	29
60	17	30
61	17	30
62	17	30
63	18	31
64	18	31

65	19	31
66		32
67		32
68		32
69		32
70		32
71		33
72		33
73		33
74		33
75		33
76		34
77		34
78		34
79		34
80		34
81		35
82		35
83		35
84		35
85		35

ウ 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に 受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	1
19	1	1	7	1	1
20	1	1	8	1	1
21	1	1	9	1	1
22	2	2	10	2	2
23	3	3	11	3	3
24	4	4	12	4	4
25	5	5	13	5	5
26	6	6	14	6	6
27	7	7	15	7	7
28	8	8	16	8	8
29	9	9	17	9	9
30	10	10	18	10	10
31	11	11	19	11	11
32	12	12	20	12	12
33	13	13	21	13	13
34	14	14	22	14	14
35	15	15	23	15	15

36	16	16	24	16	16
37	17	17	25	17	17
38	18	18	26	18	18
39	19	19	27	19	19
40	20	20	28	20	20
41	21	21	29	21	21
42	22	22	30	22	21
43	23	23	31	23	21
44	24	24	32	24	22
45	25	25	33	25	22
46	25	26	34	25	22
47	26	27	35	26	23
48	26	28	36	26	23
49	27	29	37	27	23
50	27	30	38	27	24
51	28	31	39	28	24
52	28	32	40	28	24
53	29	33	41	29	25
54	29	34	42	29	25
55	30	35	43	30	26
56	30	36	44	30	26
57	31	37	45	31	27
58	31	38	46	31	27
59	32	39	47	32	28
60	32	40	48	32	28
61	33	41	49	33	28
62	33	42	50	33	28
63	34	43	51	33	28
64	34	44	52	34	29
65	35	45	53	34	29

66	35	46	54	34	29
67	36	47	55	35	29
68	36	48	56	35	29
69	37	49	57	35	30
70	37	49	57	36	30
71	38	50	58	36	30
72	38	50	58	36	30
73	39	51	59	37	30
74	39	51	59	37	31
75	40	52	60	37	31
76	40	52	60	37	31
77	41	53	61	38	31
78	41	53	61	38	
79	41	53	62	38	
80	42	54	62	38	
81	42	54	63	39	
82	42	54	63	39	
83	43	55	64	39	
84	43	55	64	39	
85	43	55	65	39	
86		56	66	40	
87		56	67	40	
88		56	68	40	
89		56	69	40	
90		56	69	40	
91		57	70	41	
92		57	70	41	
93		57	70	41	
94		57	70	41	
95		57	70	41	

96		58	70	42	
97		58	70	42	
98		58	70	42	
99		58	70	42	
100		58	70	42	
101		59	70	43	
102		59	70		
103		59	70		
104		59	70		
105		59	70		
106			70		
107			70		
108			70		
109			70		

備考 これらの表の昇格後の号俸の欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第19 降格時号俸対応表（第24条の2関係）

ア 行政職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	21	21	9	13	17	12
2	34	22	22	10	14	18	17
3	35	23	23	11	15	19	21
4	36	24	24	12	16	20	28
5	37	25	25	13	17	22	45
6	38	26	26	14	18	24	45
7	39	27	27	15	19	26	45
8	40	28	28	16	20	28	45
9	41	29	29	17	21	30	45

10	42	30	30	18	22	32	
11	43	31	31	19	23	34	
12	44	32	32	20	24	36	
13	45	33	33	21	25	40	
14	46	34	34	22	26	44	
15	47	35	35	23	27	65	
16	48	36	36	24	28	72	
17	49	37	37	25	29	73	
18	50	38	38	26	30	73	
19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	
30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	
33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	

40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	
43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		
47	93	87	95	55	85		
48	93	92	102	56	85		
49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		
58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		
65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		

70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85			
75	93	125	109	85			
76	93	125	109	85			
77	93	125	109	85			
78	93	125	109	85			
79	93	125	109	85			
80	93	125	109	85			
81	93	125	109	85			
82	93	125	109	85			
83	93	125	109	85			
84	93	125	109	85			
85	93	125	109	85			
86	93	125					
87	93	125					
88	93	125					
89	93	125					
90	93	125					
91	93	125					
92	93	125					
93	93	125					
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					

100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93						
111	93						
112	93						
113	93						
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

イ 医療職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた 号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級

1	33	21
2	34	22
3	35	23
4	36	24
5	37	25
6	38	26
7	39	27
8	40	28
9	41	29
10	42	30
11	43	31
12	44	32
13	47	33
14	51	34
15	55	35
16	59	36
17	62	37
18	64	38
19	65	39
20	65	40
21	65	42
22	65	44
23	65	46
24	65	48
25	65	50
26	65	52
27	65	54
28	65	56
29	65	59
30	65	62

31	65	65
32	65	70
33	65	75
34	65	80
35	65	85
36	65	85
37	65	85
38	65	85
39	65	85
40	65	85
41	65	85
42	65	85
43	65	85
44	65	85
45	65	85
46	65	85
47	65	85
48	65	85
49	65	85
50	65	85
51	65	85
52	65	85
53	65	85
54	65	85
55	65	85
56	65	85
57	65	85
58	65	85
59	65	85
60	65	85

61	65	85
62	65	85
63	65	85
64	65	85
65	65	85
66	65	85
67	65	85
68	65	85
69	65	85
70	65	85
71	65	85
72	65	85
73	65	85
74	65	
75	65	
76	65	
77	65	
78	65	
79	65	
80	65	
81	65	
82	65	
83	65	
84	65	
85	65	

ウ 医療職給料表(2)降格時号俸対応表

降格した日の前日に 受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	21	21	13	21	21

2	22	22	14	22	22
3	23	23	15	23	23
4	24	24	16	24	24
5	25	25	17	25	25
6	26	26	18	26	26
7	27	27	19	27	27
8	28	28	20	28	28
9	29	29	21	29	29
10	30	30	22	30	30
11	31	31	23	31	31
12	32	32	24	32	32
13	33	33	25	33	33
14	34	34	26	34	34
15	35	35	27	35	35
16	36	36	28	36	36
17	37	37	29	37	37
18	38	38	30	38	38
19	39	39	31	39	39
20	40	40	32	40	40
21	41	41	33	41	43
22	42	42	34	42	46
23	43	43	35	43	49
24	44	44	36	44	52
25	46	45	37	46	54
26	48	46	38	48	56
27	50	47	39	50	58
28	52	48	40	52	63
29	54	49	41	54	68
30	56	50	42	56	73
31	58	51	43	58	77

32	60	52	44	60	77
33	62	53	45	63	77
34	64	54	46	66	77
35	66	55	47	69	77
36	68	56	48	72	77
37	70	57	49	76	77
38	72	58	50	80	77
39	74	59	51	85	77
40	76	60	52	90	77
41	79	61	53	95	77
42	82	62	54	100	77
43	85	63	55	101	77
44	85	64	56	101	77
45	85	65	57	101	77
46	85	66	58	101	77
47	85	67	59	101	77
48	85	68	60	101	77
49	85	70	61	101	77
50	85	72	62	101	77
51	85	74	63	101	77
52	85	76	64	101	77
53	85	79	65	101	77
54	85	82	66	101	
55	85	85	67	101	
56	85	90	68	101	
57	85	95	70	101	
58	85	100	72	101	
59	85	105	74	101	
60	85	105	76	101	
61	85	105	78	101	

62	85	105	80	101	
63	85	105	82	101	
64	85	105	84	101	
65	85	105	85	101	
66	85	105	86	101	
67	85	105	87	101	
68	85	105	88	101	
69	85	105	90	101	
70	85	105	109	101	
71	85	105	109	101	
72	85	105	109	101	
73	85	105	109	101	
74	85	105	109	101	
75	85	105	109	101	
76	85	105	109	101	
77	85	105	109	101	
78	85	105	109		
79	85	105	109		
80	85	105	109		
81	85	105	109		
82	85	105	109		
83	85	105	109		
84	85	105	109		
85	85	105	109		
86	85	105	109		
87	85	105	109		
88	85	105	109		
89	85	105	109		
90	85	105	109		
91	85	105	109		

92	85	105	109		
93	85	105	109		
94	85	105	109		
95	85	105	109		
96	85	105	109		
97	85	105	109		
98	85	105	109		
99	85	105	109		
100	85	105	109		
101	85	105	109		
102	85	105			
103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			

備考 これらの表の降格後の号俸の欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号俸の特例)
- 2 この規則の施行の日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第23条又

は第24条の2の規定を適用する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条第1項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則第3条第2項の規定の適用については、同項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「就業手当又は」を削る。

第22条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に、「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表太平小学校の項および下北手小学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

別表9の項中「から第4項まで」を「、第3項および第5項」に、「および」を「ならびに」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市議会議長 菅原琢哉

秋田市議会規則第1号

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項および第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条の見出し中「及び」を「および」に改め、同条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第44条第2項中「（付託事件を議題とする時期）」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第46条中「なお審査」の次に「又は調査」を加える。

第74条を次のように改める。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項および第33条の規定を準用する。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会および参考人」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第86条中「、印刷して」を削り、同条ただし書を削る。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第94条の2中「出席した」を「出席している」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第117条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、もしくは意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第135条を次のように改める。

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項までおよび第32条第1項の規定を準用する。第139条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会への付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「当該委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「並びに」を

「ならびに」に、「及び」を「および」に、「附記」を「付記」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改め、同条ただし書を削る。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰の動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第7章中第166条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開会方法の特例)

第166条の2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生もしくは育児、介護その他のやむを得ない事由により構成員が協議等の場の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長もしくは委員長(以下この条および次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項および第6項ならびに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項および第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項および第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをい

う。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関するこの規則の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第167条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第 2 号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第45条第 6 号」を「第45条第 8 号」に、「第 5 号」を「第 7 号」に改め、同条第 1 号中「あつては 1 年」を「あつては 2 年」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（同条第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、同条第 2 号の卒業生にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「もしくは第 2 号に規定する課程および学科目又は第 3 号もしくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「及び」を「および」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第 1 項および第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する

者に限る。)

第27条中「同条第2号および第3号」を「同条第1号から第3号まで」に改め、同条第1号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第2号中「第46条第2号」を「第46条第1号もしくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 建設業法施行令第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「 プラザ管理室 長	理事又は副理事	参事又は副参事		を
「 プラザ管理室 長	理事又は副理事	参事又は副参事	主席主査又は主 査	に

改める。

第8条第15号および第16号中「および支出負担行為書」を削る。

第10条都市整備部長専決事項の項に次の1号を加える。

- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく管理不全空家等および特定空家等に係る認定、助言および指導に関すること。

第10条の2 所長共通専決事項（保健所長を除く。）の項第4号を削る。

第11条人事課長専決事項の項第8号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条生活総務課長専決事項の項に次の1号を加える。

(3) 改葬許可に関すること。

第11条市民課長専決事項の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。
別表第2の1中「および支出負担行為書」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 執行伺の金額を増額する場合の専決区分は、当該増額後の金額による。

別表第2の4を次のように改める。

4 支出負担行為書および支出命令書に関する専決区分

専決事項		決裁権者		
		副市長	部長	課長
(1) 支出負担行為書	ア 執行伺の決裁権者が部長以上であるもの		○	
	イ 執行伺の決裁権者が課長であるもの			○
(2) 支出命令書（議員報酬および手当、委員報酬、職員の給与、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償ならびに別に指定する公共料金に係るものを除く。）				○

備考

- 1 複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の支出負担行為書の決裁権者は、課長とする。
- 2 前年度から繰り越された歳出予算のうち、前年度において支出負担行為済みのものに係る支出負担行為書の決裁権者は、課長とする。
- 3 債権者を集合して支出負担行為の手続をする場合の支出負担行為書の専決区分は、債権者を集合した支出負担行為書の金額を執行伺

の金額とした場合の執行伺の専決区分による。

- 4 科目を併合して支出負担行為の手續をする場合の支出負担行為書の専決区分は、科目を併合した支出負担行為書の金額を執行伺の金額とした場合の執行伺の専決区分による。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2) (附則第2項関係)

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	184,802	231,633	267,183	300,921
2	185,910	233,143	268,190	302,432
3	187,119	234,654	269,197	303,942
4	188,226	236,164	270,204	305,352
5	189,334	237,675	271,212	306,762
6	191,046	239,186	272,219	307,870
7	192,658	240,696	273,226	308,877
8	194,269	242,207	274,233	310,086
9	195,880	243,718	275,240	311,294
10	197,593	245,128	276,247	312,905
11	199,204	246,538	277,254	314,517
12	200,815	247,948	278,362	316,128
13	202,427	249,156	279,369	317,639
14	204,139	250,365	280,678	319,250
15	205,851	251,573	281,988	320,862
16	207,563	252,782	283,196	322,473
17	208,872	253,889	284,505	323,984
18	210,483	254,997	285,814	325,696
19	212,095	256,105	287,023	327,307
20	213,605	257,213	288,232	328,918
21	215,116	258,220	289,339	330,328
22	216,727	259,227	290,548	332,040
23	218,339	260,234	291,857	333,752
24	219,950	261,241	293,166	335,364
25	221,562	262,248	294,476	336,572
26	223,274	263,155	295,483	338,486
27	224,583	264,061	296,490	340,198
28	225,892	264,968	297,598	341,809
29	227,201	265,773	298,705	343,320
30	228,309	266,579	299,914	344,931
31	229,417	267,385	301,022	346,543
32	230,525	268,190	302,230	348,154
33	231,633	268,895	303,439	349,866
34	232,740	269,701	304,748	351,679
35	233,848	270,507	306,057	353,492
36	234,956	271,212	307,366	355,304
37	236,064	271,917	308,676	356,815
38	237,071	272,722	309,985	358,225
39	238,078	273,528	311,294	359,635
40	238,984	274,233	312,603	361,045
41	239,891	274,938	313,913	362,556
42	240,797	275,743	315,222	363,361
43	241,603	276,549	316,531	364,368
44	242,408	277,254	317,639	365,375
45	243,113	277,959	318,545	366,282

46	243, 718	278, 664	319, 854	367, 390
47	244, 322	279, 369	321, 164	368, 296
48	244, 926	280, 074	322, 473	369, 303
49	245, 530	280, 779	323, 681	370, 209
50	246, 135	281, 484	324, 991	370, 914
51	246, 739	282, 189	326, 199	371, 619
52	247, 243	282, 894	327, 408	372, 224
53	247, 746	283, 498	328, 717	372, 627
54	248, 149	284, 203	329, 825	373, 231
55	248, 451	284, 807	330, 933	373, 936
56	248, 753	285, 512	332, 040	374, 641
57	249, 055	286, 117	332, 745	374, 943
58	249, 357	286, 822	333, 652	375, 648
59	249, 660	287, 426	334, 357	376, 353
60	249, 962	288, 131	335, 162	376, 957
61	250, 264	288, 735	335, 968	377, 259
62	250, 566	289, 440	336, 371	377, 763
63	250, 868	290, 044	336, 975	378, 367
64	251, 170	290, 548	337, 680	378, 971
65	251, 472	291, 051	338, 486	379, 273
66	251, 775	291, 656	339, 191	379, 878
67	252, 077	292, 159	339, 896	380, 583
68	252, 379	292, 763	340, 500	381, 187
69	252, 681	293, 267	341, 004	381, 590
70	252, 983	293, 771	341, 608	382, 093
71	253, 285	294, 375	342, 111	382, 698
72	253, 587	294, 979	342, 716	383, 201
73	253, 889	295, 483	343, 018	383, 705
74	254, 192	295, 986	343, 521	384, 309
75	254, 494	296, 389	343, 924	384, 812
76	254, 796	296, 691	344, 327	385, 115
77	255, 098	296, 893	344, 730	385, 517
78	255, 400	297, 195	345, 233	386, 021
79	255, 702	297, 396	345, 737	386, 424
80	256, 004	297, 698	346, 240	386, 827
81	256, 306	297, 900	346, 543	387, 229
82	256, 609	298, 101	346, 945	387, 733
83	256, 911	298, 403	347, 348	388, 136
84	257, 213	298, 605	347, 751	388, 539
85	257, 515	298, 907	348, 053	388, 841
86	257, 817	299, 209	348, 456	
87	258, 119	299, 511	348, 859	
88	258, 421	299, 813	349, 262	
89	258, 723	300, 115	349, 463	
90	259, 026	300, 417	349, 866	
91	259, 328	300, 720	350, 269	
92	259, 630	301, 122	350, 672	
93	259, 932	301, 324	350, 873	
94		301, 525	351, 276	
95		301, 827	351, 679	
96		302, 230	351, 981	

97	302,432	352,283
98	302,734	352,686
99	303,137	353,089
100	303,539	353,492
101	303,741	353,995
102	304,043	354,398
103	304,345	354,801
104	304,647	355,204
105	304,849	355,707
106	305,151	356,110
107	305,453	356,412
108	305,755	356,714
109	305,956	357,218
110	306,359	
111	306,762	
112	307,064	
113	307,266	
114	307,467	
115	307,769	
116	308,172	
117	308,374	
118	308,575	
119	308,877	
120	309,179	
121	309,582	
122	309,783	
123	310,086	
124	310,388	
125	310,690	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(給料の切替え等)

2 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田市条例第26号）に従って行われる職員の例による。

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

秋田市議会議長 菅 原 琢 哉

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（公印および電子署名）」に改め、同条第1項中「軽易な文書」を「軽易な文書および電磁的記録」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 2 電磁的記録であって総務課長が必要と認めるものには、電子署名を行わなければならない。
- 3 前項の規定により電子署名を行おうとするときは、電子署名を行おうとする電磁的記録に係る決裁を終えた起案文書を総務課長に提示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 局長（相当職を含む。）以上の出張および職員の海外出張に係る旅費および研修費の執行伺に関する事。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 財務に関する専決区分（2および3の表に掲げる専決事項を除く。）

専決事項		決裁権者	
		局長	総務課長
(1) 執行伺に関する事。	ア 給料、手当等、退職給付費、報酬および法定福利費		○
	イ 旅費	次長および課長級の出張	○
		職員（課長	

	以上の職にある者を除く。)の出張		
ウ 研修費	次長および課長級の出張	○	
	職員（課長以上の職にある者を除く。）の出張		○
	研修会等参加負担金		○
エ 被服費		500万円未満	100万円未満
オ 備消耗品費		500万円未満	100万円未満
カ 燃料費		500万円未満	100万円未満
キ 光熱水費			○
ク 会議費および食糧費		20万円未満	5万円未満
ケ 通信運搬費			○
コ 委託料	長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）		○
	その他	500万円未満	100万円未満

サ	修繕費		500万円未満	100万円未満
シ	動力費			○
ス	薬品費		500万円未満	100万円未満
セ	厚生費		500万円未満	100万円未満
ソ	工事請負費		2,000万円未満	500万円未満
タ	補償費	公共工事に 係る補償金	500万円未満	100万円未満
		その他	500万円未満	100万円未満
チ	材料費		500万円未満	100万円未満
ツ	路面復旧費		2,000万円未満	500万円未満
テ	賃借料	継続的賃貸 借料（複数 年度にまた がる債務負 担行為に係 るものを除 き、契約を 締結した日 の属する年 度の翌年度 以降に係る ものに限 る。）		○
		その他	500万円未満	100万円未満
ト	印刷製本費		500万円未満	100万円未満
ナ	交際費	管理者に係 るもの以外	○	
ニ	保険料			○
ヌ	広告料		500万円未満	100万円未満
ネ	行事費		500万円未満	100万円未満

	ノ 負担金	工事負担金	2,000万円未満	500万円未満
		その他	200万円未満	50万円未満
	ハ 公課金			○
	ヒ 諸謝金		500万円未満	100万円未満
	フ 手数料		500万円未満	100万円未満
	ヘ 報償費		500万円未満	100万円未満
	ホ 補助金		200万円未満	
	マ 受水費			○
	ミ 雑費		500万円未満	100万円未満
	ム 固定資産除却費		2,000万円未満	500万円未満
	メ 企業債償還金、企業債利息および借入金利息			○
	モ 消費税及び地方消費税			○
	ヤ 過年度損益修正損	料金等の減額還付		○
	ユ 固定資産取得費		500万円未満	100万円未満
	ヨ 投資および出資金		200万円未満	
	ワ たな卸資産購入限度額		500万円未満	100万円未満
(2) 支出負担行為書に関する事	ア	執行伺の決裁権者が局長以上であるもの	○	
	イ	執行伺の決裁権者が総務課長であるもの		○
(3) 支出決定伺書に関する事。				○
(4) 処分	ア	不用物品		○
	イ	動産および不動産	500万円未満	200万円未満
(5) 賃貸借	ア	財産（年額換算）	200万円未満	50万円未満

	イ 物品（年額換算）	500万円未満	100万円未満
(6)	普通財産の信託に関すること。	○	
(7)	土地の境界査定に関すること。		○
(8)	公有財産の所管換えおよび分類替えに関すること		○
(9)	行政財産の用途又は目的外の使用許可に関すること（使用料年額換算）。	300万円未満	100万円未満
(10)	予算費目の流用	100万円未満	20万円未満
(11)	予備費の充当	20万円未満	

備考

- 1 執行伺の金額を増額する場合の専決区分は、当該増額後の金額による。
- 2 科目を分割して執行伺の手続をする場合の専決区分は、当該分割がないものとした場合の金額による。
- 3 複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の支出負担行為書の決裁権者は、総務課長とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

秋田市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、休止し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号	令和7年2月1日
ちば小児科アレルギークリニック	秋田市広面字糠塚67番地3	令和7年1月1日

2 休止

事業所名称	休止年月日
社会医療法人明和会 小山 中通診療所	令和7年1月1日
社会医療法人明和会 前郷 中通診療所	令和7年1月1日
社会医療法人明和会 畑谷 中通診療所	令和7年1月1日

3 廃止

事業所名称	廃止年月日
石川医院	令和6年12月30日

医療法人Carus 仁井 田ゆいクリニック	令和7年1月31日
ちば小児科アレルギークリ ニック	令和6年12月31日
通町歯科クリニック	令和7年1月29日
ハーモニー薬局	令和7年1月18日

秋田市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
株式会社ローソン 東北カンパニー東北エリアサポート部
部長 城 戸 貢
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを終了
 - (2) 対象となる店舗
ローソン 秋田大町二丁目店
- 4 指定ごみ袋取扱店を終了した日
令和7年2月28日

秋田市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
株式会社鳴海屋 代表取締役 鳴 海 能 仁
秋田市土崎港中央五丁目4番24号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを開始
 - (2) 対象となる店舗
ローソン 秋田大町二丁目店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日
令和7年3月1日

秋田市告示第58号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市長 穂 積 志

1 収納事務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第59号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度分市税督促状（3件）
令和4年度分市税督促状（5件）
令和5年度分市税督促状（32件）
令和6年度分市税督促状（617件）

秋田市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
堀内町内会
- 2 認可年月日
平成10年2月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐々木 秀 夫
秋田市太平中関字寺中2番地
変更後 嵯 峨 豊 和
秋田市太平中関字寺中174番地2
- 4 変更年月日
令和5年1月15日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
堀内町内会
- 2 認可年月日
平成10年2月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 嵯 峨 豊 和
秋田市太平中関字寺中174番地2
変更後 田 口 徹
秋田市太平中関字寺中33番地2
- 4 変更年月日
令和7年1月19日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第62号

令和7年2月25日の「令和7年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年3月4日

秋田市長 穂 積 志

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第~~13~~¹²号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第~~13~~¹²号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~158,007,475~~^{153,885,734}千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 5,025,962 5,500,006	千円 300,000	千円 5,325,962 5,800,006
	2 基金繰入金	4,723,918 5,307,189	300,000	5,023,918 5,607,189
歳入合計		153,585,734 157,707,475	300,000	153,885,734 158,007,475

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 17,085,353 16,584,596	千円 300,000	千円 17,385,353 16,884,596
	2 道路橋りょう費	4,635,543 4,688,439	300,000	4,935,543 4,988,439
歳 出 合 計		153,585,734 157,707,475	300,000	153,885,734 158,007,475

秋田市告示第63号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和7年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和7年3月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日
令和7年2月25日 秋田県告示第65号
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市河辺神内字沢見の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺神内字四国の一部
- 4 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和7年3月5日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人成光 会	介護老人保 健施設かみ の里	秋田市上北手百崎 字二タ子沢1番地 6	令和7年2月28日	通所リハビ リテーショ ン
有限会社 クリーン マジック	ハートフル ケア秋田デ イサービス センター	秋田市牛島東五丁 目2番52号	令和7年2月28日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和7年3月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 ビジュアル ビジョン	けあビジョ ンホーム秋 田新屋扇町 訪問介護	秋田市新屋扇町 11番30号	令和7年3月1日	訪問介護

秋田市告示第66号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書
令和3年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書

秋田市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 早 坂 和 人
秋田市外旭川字神田790番地1
変更後 三 浦 正 儀
秋田市外旭川字神田897番地
- 4 変更年月日
令和7年2月23日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第68号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

(1) 住所 韓国

氏名 CHEONG HYUK JUN

(2) 住所 中国

氏名 鳥 潟 千絵子

2 送達する書類

令和6年度分市税督促状 2通

秋田市告示第69号

令和7年3月5日の「令和7年2月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

議案第18号

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第~~12~~¹³号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第~~12~~¹³号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,121,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~157,707,475~~^{158,007,475}千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	44,444,513	△343,724	44,100,789
	1 市民税	19,806,281	△393,459	19,412,822
	2 固定資産税	19,872,601	104,371	19,976,972
	3 軽自動車税	951,932	7,540	959,472
	4 市たばこ税	2,247,510	△79,180	2,168,330
	5 鉱産税	4,325	1,188	5,513
	6 入湯税	46,586	△2,434	44,152
	7 事業所税	1,515,278	18,250	1,533,528
2	地方譲与税	1,197,507	△93,487	1,104,020
	1 地方揮発油譲与税	244,391	△39,099	205,292
	2 自動車重量譲与税	711,284	△49,752	661,532
	3 森林環境譲与税	168,116	3,984	172,100
	4 特別とん譲与税	21,646	△1,081	20,565
	5 航空機燃料譲与税	52,070	△7,539	44,531
3	利子割交付金	10,036	3,662	13,698
	1 利子割交付金	10,036	3,662	13,698
4	配当割交付金	141,861	△17,099	124,762
	1 配当割交付金	141,861	△17,099	124,762
5	株式等譲渡所得割交付金	160,374	△3,910	156,464
	1 株式等譲渡所得割交付金	160,374	△3,910	156,464
6	法人事業税交付金	618,015	36,919	654,934
	1 法人事業税交付金	618,015	36,919	654,934
9	環境性能割交付金	61,463	14,107	75,570
	1 環境性能割交付金	61,463	14,107	75,570
11	地方特例交付金	1,584,960	15,965	1,600,925
	1 地方特例交付金	1,556,535	15,965	1,572,500

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	23,972,000	938,953	24,910,953
	1 地方交付税	23,972,000	938,953	24,910,953
14	分担金及び負担金	421,632	△10,204	411,428
	1 分担金	900	△64	836
	2 負担金	420,732	△10,140	410,592
15	使用料及び手数料	2,285,452	△283	2,285,169
	1 使用料	1,122,401	△5,644	1,116,757
	2 手数料	1,163,051	5,361	1,168,412
16	国庫支出金	28,481,192	1,319,888	29,801,080
	1 国庫負担金	20,204,855	903,638	21,108,493
	2 国庫補助金	8,198,661	418,025	8,616,686
	3 委託金	77,676	△1,775	75,901
17	県支出金	10,511,385	527,855	11,039,240
	1 県負担金	7,153,219	93,884	7,247,103
	2 県補助金	2,678,074	420,227	3,098,301
	3 委託金	680,092	13,744	693,836
18	財産収入	185,562	37,159	222,721
	1 財産運用収入	140,658	4,612	145,270
	2 財産売払収入	44,904	32,547	77,451
19	寄附金	2,224,913	9,566	2,234,479
	1 寄附金	2,224,913	9,566	2,234,479
20	繰入金	5,325,962 5,025,962	474,044	5,800,006 5,500,006
	1 特別会計繰入金	302,044	△109,227	192,817
	2 基金繰入金	5,023,918 4,723,918	583,271	5,607,189 5,307,189
22	諸収入	8,505,577	154,730	8,660,307
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003	20,000	60,003

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 貸付金元利収入	6,821,992	△1,294	6,820,698
	4 受託事業収入	32,766	1,672	34,438
	5 雑入	1,610,815	134,352	1,745,167
23 市債		13,251,100	1,057,600	14,308,700
	1 市債	13,251,100	1,057,600	14,308,700
	歳入合計	153,885,734 153,585,734	4,121,741	158,007,475 157,707,475

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 660,274	千円 4,721	千円 664,995
	1 議会費	660,274	4,721	664,995
2 総務費		19,206,077	1,045,536	20,251,613
	1 総務管理費	17,259,478	969,911	18,229,389
	2 徴税費	1,040,296	58,894	1,099,190
	3 戸籍住民基本台帳費	503,946	11,601	515,547
	4 選挙費	255,305	6,472	261,777
	5 統計調査費	60,536	1,743	62,279
	6 監査委員費	86,516	△3,085	83,431
3 民生費		57,504,854	1,923,452	59,428,306
	1 社会福祉費	28,452,867	781,111	29,233,978
	2 児童福祉費	19,422,728	1,029,173	20,451,901
	3 生活保護費	9,208,772	143,739	9,352,511
	4 国民年金費	50,226	199	50,425
	5 災害救助費	370,261	△30,770	339,491
4 衛生費		11,832,316	623,807	12,456,123
	1 環境衛生費	645,819	828	646,647
	2 保健所費	2,492,959	420,060	2,913,019
	3 清掃費	5,038,725	△127,980	4,910,745
	4 病院費	1,928,262	42,708	1,970,970
	5 上水道費	759,010	278,656	1,037,666
	6 食肉衛生検査所費	171,436	984	172,420
	7 母子衛生費	796,105	8,551	804,656
5 労働費		586,511	△6,773	579,738
	1 労働諸費	586,511	△6,773	579,738
6 農林水産業費		2,671,203	465,541	3,136,744

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	1,866,319	364,584	2,230,903
	2 農業集落排水費	360,577	△53,314	307,263
	3 林業費	444,307	154,271	598,578
7	商工費	9,590,504	46,304	9,636,808
	1 商工費	9,590,504	46,304	9,636,808
8	土木費	17,385,353 17,085,353	△500,757	16,884,596 16,584,596
	1 土木管理費	322,702	16,471	339,173
	2 道路橋りょう費	4,935,543 4,635,543	52,896	4,988,439 4,688,439
	3 河川費	1,378,956	△7,957	1,370,999
	4 港湾費	187,838	△18,437	169,401
	5 都市計画費	5,549,770	△376,254	5,173,516
	6 下水道費	4,321,453	△116,313	4,205,140
	7 住宅費	689,091	△51,163	637,928
9	消防費	5,248,670	132,954	5,381,624
	1 消防費	5,248,670	132,954	5,381,624
10	教育費	15,643,177	383,536	16,026,713
	1 教育総務費	2,001,269	30,891	2,032,160
	2 小学校費	4,640,982	349,754	4,990,736
	3 中学校費	1,509,412	△22,274	1,487,138
	4 高等学校費	853,755	13,971	867,726
	5 幼稚園費	557,085	△9,178	547,907
	6 社会教育費	3,895,396	58,824	3,954,220
	7 保健体育費	700,777	△10,196	690,581
	8 専修学校費	147,679	△654	147,025
	9 大学費	1,336,822	△27,602	1,309,220
11	災害復旧費	169,236	136,483	305,719

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2	136,483	136,485
12 公債費		13,287,558	△133,063	13,154,495
	1 公債費	13,287,558	△133,063	13,154,495
	歳出合計	153,885,734 153,585,734	4,121,741	158,007,475 157,707,475

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	寺内・将軍野統合出張所(仮称)建設事業	千円 683,870	令和5年度	千円 241,063	千円 647,211	令和5年度	千円 241,063
				令和6年度	442,807		令和6年度	406,148
10 教育費	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業(改築工事等分)	2,717,572	令和5年度	119,665	2,733,797	令和5年度	119,665
				令和6年度	2,072,649		令和6年度	2,072,649
				令和7年度	525,258		令和7年度	541,483

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	千円 5,305	
4 衛生費	1 環境衛生費	共同墓地保全事業	9,900	
	5 上水道費	水道事業会計出資金	517,800	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	21,929	
		6次産業化起業・事業拡大支援事業	3,636	
		園芸作物経営安定緊急支援事業	8,549	
		化学肥料低減機械等導入支援事業	5,784	
		畜産経営安定緊急支援事業	16,057	
		県営土地改良施設等整備事業負担金	470,159	
		ため池防災対策事業	17,300	
	3 林業費	県単局所防災事業	33,640	
		森林総合公園改修事業	11,000	
		林業施設長寿命化事業	20,656	
		林業施設整備保全事業	4,778	
	7 商工費	1 商工費	商店街・地域中小企業団体等消費拡大支援事業	30,186
			トラック運送事業者支援事業	57,336
エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業			9,173	
8 土木費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	3,800	
	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	37,000	
		地下道等改修事業	16,014	
		消融雪施設整備事業	56,455	
		建設機械格納庫施設改修等事業	20,650	
		東西歩道橋エレベーター等改修事業	3,487	

款	項	事業名	金額
		道路改良事業	千円 99,000
		電線共同溝整備事業	157,000
		橋りょう修繕事業	85,000
		道路橋長寿命化修繕計画策定事業	15,200
		人にやさしい歩道づくり事業	18,190
	3 河川費	道路排水路等整備事業	19,000
		河川環境整備事業	15,508
		河川改修事業	53,317
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	8,853
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	23,520
		公共交通事業継続支援事業	56,000
		地方道路交付金事業	1,439,560
		余楽庵改修事業	41,145
9 消防費	1 消防費	車両整備経費	12,925
10 教育費	2 小学校費	小学校長寿命化改良事業（飯島南小学校）	142,831
		小学校施設等改修経費	242,423
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	44,116
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	121,900
		林業施設災害復旧事業	14,583

(変更)

款	項	事業名	金額	
8 土木費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	千円 補正前	212,000
			補正額	190,153
			補正後	402,153

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
庁内定型業務R P A運用経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	千円 2,060
高齢者等デジタル活用支援事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	3,198
議事録作成機器運用経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	449
動画自動作成システム運用経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	1,265
秋田市公式L I N E運用経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	2,263
庁舎総合管理業務委託経費 (令和6年度設定)	令和6年度 ＼ 令和7年度	24,647
文化創造プロジェクト推進経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	250
地域資源魅力発信事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	1,756
移住・定住促進事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	606
地域おこし協力隊活用事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	505
固定資産税地理情報システム運用経費	令和6年度 ＼ 令和11年度	22,360
中心市街地等にぎわい創出事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	5,400
秋田の魅力発信素材充実事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	1,221
観光客等受入促進事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	600

事 項	期 間	限 度 額
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	令和6年度 ～ 令和7年度	千円 69,010
市民スポーツ活動振興事業	令和6年度 ～ 令和7年度	15,948
美術館施設整備等経費	令和6年度 ～ 令和7年度	43,587
障がい者相談支援等事業	令和6年度 ～ 令和11年度	1,125
休日在宅診療当番医制業務委託経費	令和6年度 ～ 令和7年度	3,616
子育て情報発信事業	令和6年度 ～ 令和7年度	237
若者自立支援事業	令和6年度 ～ 令和7年度	5,951
児童福祉関連サービス委託経費等	令和6年度 ～ 令和7年度	18,571
放課後児童健全育成事業	令和6年度 ～ 令和7年度	607,488
母子保健関連事業委託経費等	令和6年度 ～ 令和7年度	210,943
あきエコどんどんプロジェクト事業	令和6年度 ～ 令和7年度	5,542
ビジネススタート支援事業	令和6年度 ～ 令和7年度	8,797
中心市街地循環バス運行事業	令和6年度 ～ 令和7年度	14,127
公共交通研究事業	令和6年度 ～ 令和7年度	27,989

事 項	期 間	限 度 額
買物タクシー事業	令和6年度 ＼ 令和7年度	千円 2,230
交通系ICカード運用経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	933
市議会本会議中継等業務委託経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	2,652
タブレット端末機器活用経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	2,909
県議会議員補欠選挙経費	令和6年度 ＼ 令和7年度	4,830
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定企画調整課分)	令和6年度 ＼ 令和7年度	858
同 上 (令和6年度設定子育て相談支援課分)	令和6年度 ＼ 令和7年度	1,024

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
社会福祉関連サービス委託経費等	令和6年度 ＼ 令和7年度	千円 24,043	令和6年度 ＼ 令和7年度	千円 88,184
老人福祉関連サービス委託経費等	令和6年度 ＼ 令和7年度	10	令和6年度 ＼ 令和7年度	230,683
健康管理関連事業委託経費等	令和6年度 ＼ 令和7年度	15,460	令和6年度 ＼ 令和7年度	863,456
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定スポーツ振興課分)	令和6年度 ＼ 令和7年度	117,258	令和6年度 ＼ 令和7年度	117,817
同 上 (令和6年度設定生活給務課分)	令和6年度 ＼ 令和7年度	2,040	令和6年度 ＼ 令和7年度	2,431

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和6年度設定西部市民サービスセンター分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 41,975	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 45,625
同 上 (令和6年度設定中央市民サービスセンター分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	85,914	令和6年度 ┆ 令和7年度	86,099
同 上 (令和6年度設定福祉総務課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	103,199	令和6年度 ┆ 令和7年度	108,548
同 上 (令和6年度設定子ども育成課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	7,063	令和6年度 ┆ 令和7年度	19,820
同 上 (令和6年度設定産業企画課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	266,328	令和6年度 ┆ 令和7年度	267,086
同 上 (令和6年度設定建設総務課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	160,597	令和6年度 ┆ 令和7年度	600,658
同 上 (令和6年度設定都市総務課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	282,557	令和6年度 ┆ 令和7年度	283,112
同 上 (令和6年度設定消防本部総務課分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	14,620	令和6年度 ┆ 令和7年度	14,623

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 1,361,700	△ 千円 8,800	千円 1,352,900			
児童福祉費	68,400	△ 15,600	52,800			
災害救助費	20,400	14,000	34,400			
環境衛生費	71,200	△ 1,100	70,100			
上水道費	675,000	276,800	951,800			
農業費	349,400	366,800	716,200			
商工費	37,900	△ 6,300	31,600			
道路橋りょう費	2,175,700	7,400	2,183,100			
土地区画整理費	986,300	△ 13,300	973,000			
街路事業費	984,400	△ 103,600	880,800			
公園整備費	116,000	△ 7,800	108,200			
住宅費	39,800	△ 24,000	15,800			
災害対策費	2,800	1,000	3,800			
消防費	1,157,300	△ 35,800	1,121,500			
小学校費	1,599,600	263,600	1,863,200			
中学校費	143,700	11,800	155,500			
社会教育費	1,918,300	△ 5,100	1,913,200			
臨時財政対策債	896,400	△ 77,800	818,600			
農林水産施設 災害復旧費		35,800	35,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
調整債		379,600	379,600			
計	13,251,100	1,057,600	14,308,700			

議案第19号

令和6年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,170千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,155,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	1,095,976	△35,735	1,060,241
	1 国庫補助金	1,095,976	△35,735	1,060,241
3	繰入金	1,098,476	△35,735	1,062,741
	1 一般会計繰入金	1,098,476	△35,735	1,062,741
4	繰越金	27,021	5,300	32,321
	1 繰越金	27,021	5,300	32,321
	歳入合計	2,221,474	△66,170	2,155,304

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		2,218,974	△66,170	2,152,804
	1 土地区画整理費	2,218,974	△66,170	2,152,804
	歳 出 合 計	2,221,474	△66,170	2,155,304

第2表 繰越明許費補正

(変更)

款	項	事業名	金額	
				千円
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	補正前	418,000
			補正額	92,000
			補正後	510,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	補正前	6,000
			補正額	288,306
			補正後	294,306

議案第20号

令和6年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 153,648	千円 347	千円 153,995
	1 一般会計繰入金	153,648	347	153,995
歳 入 合 計		241,239	347	241,586

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 84,992	千円 347	千円 85,339
	1 造林事業費	84,992	347	85,339
歳 出 合 計		241,239	347	241,586

議案第21号

令和6年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	58,825	△1,469	57,356
	1 使用料	36,622	△1,469	35,153
2	繰入金	30,193	△1,199	28,994
	1 一般会計繰入金	30,193	△1,199	28,994
3	繰越金	1	6,865	6,866
	1 繰越金	1	6,865	6,866
	歳入合計	89,556	4,197	93,753

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	59,162	0	59,162
	1 総務管理費	59,162	0	59,162
2	事業費	21,893	△1,199	20,694
	1 事業費	21,893	△1,199	20,694
4	繰出金	1	5,396	5,397
	1 一般会計繰出金	1	5,396	5,397
	歳 出 合 計	89,556	4,197	93,753

議案第22号

令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第3号）

令和6年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ664,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	239,427	1,226	240,653
	1 一般会計繰入金	239,427	1,226	240,653
	歳入合計	663,363	1,226	664,589

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	451,294	1,226	452,520
	1 総務管理費	451,294	1,226	452,520
	歳 出 合 計	663,363	1,226	664,589

議案第23号

令和6年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,032千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		415,198	7,032	422,230
	1 一般会計繰入金	415,198	7,032	422,230
	歳 入 合 計	528,433	7,032	535,465

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	497,157	7,032	504,189
	1 総務管理費	497,157	7,032	504,189
	歳 出 合 計	528,433	7,032	535,465

議案第24号

令和6年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112,404千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	発電収入	347,998	△112,404	235,594
	1 発電収入	347,998	△112,404	235,594
	歳 入 合 計	347,999	△112,404	235,595

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	67,708	2,219	69,927
	1 総務管理費	67,708	2,219	69,927
2	繰出金	280,091	△114,623	165,468
	1 一般会計繰出金	280,091	△114,623	165,468
	歳 出 合 計	347,999	△112,404	235,595

議案第25号

令和6年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,674千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,678,495千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	4,451,111	124,172	4,575,283
	1 国民健康保険税	4,451,111	124,172	4,575,283
3	国庫支出金	251	25	276
	1 国庫補助金	251	25	276
4	県支出金	22,797,107	△312,265	22,484,842
	1 県補助金	22,797,106	△312,265	22,484,841
5	財産収入	1,029	622	1,651
	1 財産運用収入	1,029	622	1,651
6	繰入金	2,463,582	△45,391	2,418,191
	1 一般会計繰入金	2,463,581	△45,391	2,418,190
7	繰越金	3,586	174,163	177,749
	1 繰越金	3,586	174,163	177,749
	歳入合計	29,737,169	△58,674	29,678,495

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	252,152	380	252,532
	4 収納率向上特別対策事業費	4,005	380	4,385
2	保険給付費	22,065,678	12,711	22,078,389
	2 高額療養費	2,958,551	12,711	2,971,262
3	国民健康保険事業費納付金	7,062,051	△74,113	6,987,938
	1 医療給付費分	4,867,433	△98,877	4,768,556
	2 後期高齢者支援金等分	1,670,410	32,578	1,702,988
	3 介護納付金分	524,208	△7,814	516,394
5	基金積立金	1,029	622	1,651
	1 基金積立金	1,029	622	1,651
7	諸支出金	21,698	1,726	23,424
	1 償還金及び還付加算金	21,697	1,726	23,423
	歳 出 合 計	29,737,169	△58,674	29,678,495

議案第26号

令和6年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和6年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,241,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,088,133千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	6,537,683	415,350	6,953,033
	1 介護保険料	6,537,683	415,350	6,953,033
3	国庫支出金	7,685,474	16,000	7,701,474
	1 国庫負担金	5,461,822	18,625	5,480,447
	2 国庫補助金	2,223,652	△2,625	2,221,027
4	支払基金交付金	8,315,136	35,326	8,350,462
	1 支払基金交付金	8,315,136	35,326	8,350,462
5	県支出金	4,534,024	24,844	4,558,868
	1 県負担金	4,340,534	21,915	4,362,449
	2 県補助金	193,490	2,929	196,419
6	財産収入	3,094	2,450	5,544
	1 基金運用収入	3,094	2,450	5,544
7	繰入金	4,729,242	6,394	4,735,636
	1 一般会計繰入金	4,729,241	6,395	4,735,636
	2 基金繰入金	1	△1	0
8	繰越金	42,327	740,714	783,041
	1 繰越金	42,327	740,714	783,041
	歳入合計	31,847,055	1,241,078	33,088,133

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	364,363	△15,201	349,162
	1 総務管理費	364,363	△15,201	349,162
2	保険給付費	30,161,107	110,304	30,271,411
	1 介護サービス等諸費	27,666,980	77,356	27,744,336
	3 高額介護サービス等費	877,138	△12,806	864,332
	4 特定入所者介護サービス等費	859,083	46,049	905,132
	5 その他諸費	38,407	△295	38,112
3	地域支援事業費	1,239,294	22,427	1,261,721
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	593,861	21,185	615,046
	3 包括的支援事業・任意事業費	603,576	1,242	604,818
5	基金積立金	3,094	882,834	885,928
	1 基金積立金	3,094	882,834	885,928
7	諸支出金	42,333	240,714	283,047
	1 償還金及び還付加算金	42,333	240,714	283,047
	歳 出 合 計	31,847,055	1,241,078	33,088,133

第2表 債務負担行為補正

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等更新・運用経費	令和6年度 ┆ 令和12年度	千円 1,028,027

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 84,164	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 579,026

議案第27号

令和6年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,521千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,584,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	3,526,401	27,615	3,554,016
	1 後期高齢者医療保険料	3,526,401	27,615	3,554,016
3	繰入金	1,063,534	△55,136	1,008,398
	1 一般会計繰入金	1,063,534	△55,136	1,008,398
	歳 入 合 計	4,611,983	△27,521	4,584,462

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	4,521,638	△27,521	4,494,117
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,521,638	△27,521	4,494,117
	歳 出 合 計	4,611,983	△27,521	4,584,462

議案第28号

令和6年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給 水 戸 数	150,162戸	△539戸	149,623戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,991,243m ³	554,411m ³	33,545,654m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	90,387m ³	1,519m ³	91,906m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備			
配水管布設	1,410m	126m	1,536m
配水管布設替等	18,790m	△1,653m	17,137m
配水幹線整備	370m	41m	411m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,651,183千円	△39,916千円	7,611,267千円
第1項 営業収益	6,919,392千円	6,337千円	6,925,729千円
第2項 営業外収益	731,789千円	△47,242千円	684,547千円
第3項 特別利益	2千円	989千円	991千円

	支		出
第1款 水道事業費用	7,360,251千円	△134,006千円	7,226,245千円
第1項 営業費用	7,011,800千円	△134,171千円	6,877,629千円
第2項 営業外費用	345,551千円	165千円	345,716千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,949,057千円」を「3,711,860千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「251,844千円」を「242,550千円」に、建設改良積立金「628,580千円」を「577,532千円」に、過年度分損益勘定留保資金「3,068,633千円」を「2,891,778千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	7,891,161千円	△1,067,120千円	6,824,041千円
第1項 企業債	6,631,900千円	△1,469,200千円	5,162,700千円
第2項 出資金	744,470千円	276,801千円	1,021,271千円
第3項 補助金	68,320千円	206,812千円	275,132千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	267千円	268千円
第5項 負担金及び寄附金	446,470千円	△81,800千円	364,670千円
	支	出	
第1款 資本的支出	11,840,218千円	△1,304,317千円	10,535,901千円
第1項 建設改良費	10,378,944千円	△1,304,711千円	9,074,233千円
第2項 企業債償還金	1,461,274千円	394千円	1,461,668千円

(継 続 費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(変 更 前)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	豊岩幹線 配水管 整備工事	570,000千円	令和6年度	150,000千円
				令和7年度	190,000千円
				令和8年度	230,000千円
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備事業	29,180,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	383,000千円
				令和6年度	6,303,000千円
				令和7年度	10,840,000千円
				令和8年度	9,507,000千円
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁井田 浄水場 取水・導水 施設 整備工事	2,596,000千円	令和5年度	1,550,000千円
				令和6年度	150,000千円
				令和7年度	896,000千円

(変 更 後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	豊岩幹線 配水管 整備工事	666,000千円	令和6年度	一千円
				令和7年度	167,000千円
				令和8年度	228,000千円
				令和9年度	271,000千円
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備事業	29,180,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	383,000千円
				令和6年度	4,952,430千円
				令和7年度	5,055,570千円
				令和8年度	12,598,000千円
	令和9年度	6,136,000千円			

1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	仁 井 田 浄 水 場 取 水 ・ 導 水 施 設 整 備 工 事	2,596,000千円	令和5年度	1,550,000千円
				令和6年度	578,214千円
				令和7年度	467,786千円

(企 業 債)

第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	6,631,900千円	△1,469,200千円	5,162,700千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,000,822千円	21,321千円	1,022,143千円
(他会計からの補助金)			

第8条 予算第11条中「14,540千円」を「16,395千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「24,582千円」を「98,194千円」に改め、処分量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 利 益 積 立 金	24,582千円	73,612千円	98,194千円

議案第29号

令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 排 水 戸 数	126,871戸	△1,077戸	125,794戸
(2) 年間総処理水量	34,972,148 m ³	△408,535 m ³	34,563,613 m ³
(3) 一日平均処理水量	95,814 m ³	△1,119 m ³	94,695 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 管 渠 建 設			
管渠改築等	6,650m	△2,334m	4,316m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業 収 益	10,679,731千円	△132,919千円	10,546,812千円
第1項 営業収益	7,362,316千円	△28,569千円	7,333,747千円
第2項 営業外収益	3,317,413千円	△104,350千円	3,213,063千円

	支	出	
第1款 下水道事業費	10,537,340千円	△257,577千円	10,279,763千円
第1項 営業費用	9,876,739千円	△192,142千円	9,684,597千円
第2項 営業外費用	656,550千円	△66,024千円	590,526千円
第3項 特別損失	1,501千円	589千円	2,090千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,326,489千円」を「4,148,916千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「132,899千円」を「151,693千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,650,389千円」を「1,454,022千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	9,618,476千円	△328,974千円	9,289,502千円
第1項 企業債	5,544,100千円	△126,900千円	5,417,200千円
第2項 出資金	894,488千円	33千円	894,521千円
第3項 補助金	3,130,327千円	△182,133千円	2,948,194千円
第4項 負担金	49,560千円	△20,394千円	29,166千円
第5項 固定資産売却代金	1千円	420千円	421千円
	支	出	
第1款 資本的支出	13,944,965千円	△506,547千円	13,438,418千円
第1項 建設改良費	8,772,011千円	△498,316千円	8,273,695千円
第2項 企業債償還金	5,172,954千円	△8,231千円	5,164,723千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	5,544,100千円	△126,900千円	5,417,200千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	589,069千円	△72,381千円	516,688千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第11条中「1,239,993千円」を「1,213,832千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「0千円」を「102,816千円」に改め、処分量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	0千円	102,816千円	102,816千円

議案第30号

令和6年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量） （補正予定量） （ 計 ）

(1) 排 水 戸 数

（農業集落排水）	1,481戸	△35戸	1,446戸
（個別排水処理）	230戸	△9戸	221戸
（ 計 ）	1,711戸	△44戸	1,667戸

(2) 年 間 総 処 理 水 量

（農業集落排水）	489,898m ³	29,577m ³	519,475m ³
（個別排水処理）	49,541m ³	△606m ³	48,935m ³
（ 計 ）	539,439m ³	28,971m ³	568,410m ³

(3) 一 日 平 均 処 理 水 量

（農業集落排水）	1,342m ³	81m ³	1,423m ³
（個別排水処理）	136m ³	△2m ³	134m ³
（ 計 ）	1,478m ³	79m ³	1,557m ³

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

(イ) 農 業 集 落 排 水
建 設 改 良

マンホールポンプ 施設等整備	6施設	1施設	7施設
管渠移設等	310m	△60m	250m

(ロ) 個 別 排 水 処 理
施 設 建 設

浄化槽設置	5基	△4基	1基
-------	----	-----	----

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	農業集落排水 事業収益	442,982千円	△24,709千円	418,273千円
第1項	営業収益	50,541千円	11,279千円	61,820千円
第2項	営業外収益	392,440千円	△35,988千円	356,452千円
第2款	個別排水処理 事業収益	35,488千円	△153千円	35,335千円
第1項	営業収益	8,206千円	△34千円	8,172千円
第2項	営業外収益	27,280千円	△139千円	27,141千円
第3項	特別利益	2千円	20千円	22千円
		支	出	
第1款	農業集落排水 事業費用	441,513千円	△24,632千円	416,881千円
第1項	営業費用	422,607千円	△25,249千円	397,358千円
第2項	営業外費用	18,356千円	617千円	18,973千円
第2款	個別排水処理 事業費用	36,420千円	△151千円	36,269千円
第1項	営業費用	34,769千円	△88千円	34,681千円
第2項	営業外費用	1,549千円	△63千円	1,486千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「126,865千円」を「126,625千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額537千円及び過年度分損益勘定留保資金126,328千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額458千円、減債積立金17,017千円及び過年度分損益勘定留保資金109,150千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第 1 款	農業集落排水 事業資本的收入	143,214千円	△36,868千円	106,346千円
第 1 項	企 業 債	49,900千円	△23,400千円	26,500千円
第 2 項	出 資 金	52,024千円	△14,331千円	37,693千円
第 3 項	負 担 金	40,000千円	863千円	40,863千円
第 2 款	個別排水処理 事業資本的收入	19,473千円	△10,117千円	9,356千円
第 1 項	企 業 債	6,200千円	△4,700千円	1,500千円
第 2 項	出 資 金	11,346千円	△3,920千円	7,426千円
第 3 項	補 助 金	1,442千円	△1,122千円	320千円
第 4 項	負 担 金	485千円	△375千円	110千円

		支	出	
第 1 款	農業集落排水 事業資本の支出	262,275千円	△36,970千円	225,305千円
第 1 項	建設改良費	113,833千円	△36,988千円	76,845千円
第 2 項	企業債償還金	148,441千円	15千円	148,456千円
第 3 項	投 資	1千円	3千円	4千円
第 2 款	個別排水処理 事業資本の支出	27,277千円	△10,255千円	17,022千円
第 1 項	建設改良費	17,749千円	△10,255千円	7,494千円

(企 業 債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	56,100千円	△28,100千円	28,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	37,987千円	△6,315千円	31,672千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「296,866千円」を「261,803千円」に改める。

秋田市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田県秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田県秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
秋田県能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史

2 取り扱う歳入

歴史書売払収入（秋田市史販売代金）

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年2月18日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟
- 2 委託契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第74号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）

秋田市告示第75号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月11日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和6年度第6期および第7期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月11日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
佐々木 明 美	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下 45番地 1 2 F	令和7年2月28日

秋田市告示第77号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第78号

次の差押調書（謄本）および配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および名称

住 所 東京都中央区銀座4丁目3番地9
クイーンズハウス地下1階

対象者 株式会社クロコ

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
別紙（省略）のとおり
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和7年3月12日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第80号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和7年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市横森五丁目24番32号
氏名 工 藤 友 紀
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市卸町一丁目11番11号
- 3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田卸町店

秋田市告示第81号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項および第7条第5項の規定に基づき、令和7年度の公共工事の発注見通し、入札および契約の過程ならびに契約内容について、閲覧に供する方法を次のとおり定めたので告示する。

令和7年3月12日

秋田市長 穂 積 志

1 閲覧方法

インターネット（秋田市電子入札システム「入札情報サービス」）

2 閲覧期間

(1) 発注見通し

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 入札および契約の過程ならびに契約内容

入札案件の公表日から令和9年3月31日まで

なお、契約を締結した公共工事については、当該工事の完成日又は契約解除日の属する年度の翌年度まで

秋田市告示第82号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書

秋田市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅 信
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを開始
 - (2) 対象となる店舗
イオンスタイル山王
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日
令和7年3月18日

秋田市告示第84号

秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市東部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市広面字釣瓶町13番地3
東部地域づくり協議会
会長 加 藤 長二郎
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

秋田市告示第85号

秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市仁井田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市仁井田本町四丁目5番20号
仁井田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 相 場 隆
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

秋田市告示第86号

秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市茨島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市茨島一丁目4番71号
茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 成 田 一 廣
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

秋田市告示第87号

秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市檜山地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市檜山南中町1番9号
檜山地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 木 山 二 郎
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

秋田市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁井田上町町内会
- 2 認可年月日
平成17年4月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鈴木平裕
秋田市仁井田本町一丁目19番19号
変更後 久保市 賢
秋田市仁井田本町四丁目4番11-9号
- 4 変更年月日
令和7年2月2日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
粗大ごみ運搬処理手数料
ただし、粗大ごみ収集オンライン申込みシステムと連携した、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和7年3月19日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路	3・2・2号	川尻総社線
秋田都市計画道路	3・4・25号	保戸野高陽線
秋田都市計画道路	3・4・28号	新屋駅前線
秋田都市計画道路	3・4・32号	割山南浜線
秋田都市計画道路	3・5・39号	広小路牛島線
秋田都市計画道路	3・5・48号	北愛宕通線

2 都市計画を変更した区域

秋田市高陽青柳町、高陽幸町、檜山共和町、檜山南中町、牛島東一丁目、八橋本町三丁目、新屋扇町、新屋勝平町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋南浜町、新屋町字三ツ小屋および新屋町字割山地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第91号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画として取り扱う令和5年梅雨前線による大雨に係る秋田市災害廃棄物処理実行計画を改定したので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により告示する。

令和7年3月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード
秋田市大町二丁目4番44号
 - (2) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
 - (3) 株式会社秋田国際カード
秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
ガラス作品等売払収入および作品売払分配金
- 3 指定納付受託者を指定する年月日
令和7年4月1日

秋田市告示第93号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
譲 原 光 伯	秋田県立循環器・ 脳脊髄センター	循環器内科	心臓機能障害
齊 藤 佑 介	秋田大学医学部 附属病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害
小 野 隆 裕	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	平衡機能障害（追加） 音声・言語機能障害 肢体不自由
桑 山 実喜子	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
青 野 弘 明	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由

秋田市告示第94号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、東部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市広面字釣瓶町13番地3

東部地域づくり協議会

会長 加 藤 長二郎

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第95号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条および第48条の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
幼稚園	将軍野幼稚園	秋田市将軍野青山町11番18号	学校法人加賀谷学園
幼稚園	わかば幼稚園	秋田市山王三丁目1番24号	学校法人わかば学園
保育所	将軍野幼稚園附属キッズステーションしようぐんの	秋田市将軍野青山町9番17号	学校法人加賀谷学園
保育所	白百合保育園	秋田市八橋鯨沼町5番6号	社会福祉法人白百合保育園

2 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
小規模保育事業	わかばベビー保育園	秋田市山王三丁目1番24号	学校法人わかば学園

3 1および2に掲げる施設等が確認の辞退をした年月日

令和7年3月31日

秋田市告示第96号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設を次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 教育・保育施設の種類、当該施設の名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
認定こども園	幼稚園型認定こども園 将軍野幼稚園・保育園	秋田市将軍野青山町11番18号/9番17号	学校法人加賀谷学園
認定こども園	わかば幼稚園・保育園	秋田市山王三丁目1番24号	学校法人わかば学園
認定こども園	白百合こども園	秋田市八橋鯨沼町5番6号	社会福祉法人白百合保育園
幼稚園	ノースアジア大学附属さくら幼稚園	秋田市下北手桜字新桜谷地2番地	学校法人ノースアジア大学

- 2 1に掲げる施設を確認した年月日

令和7年4月1日

秋田市告示第97号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人加賀谷学園	将軍野幼稚園	秋田市将軍野青山町11番18号	預かり保育事業、一時預かり事業
学校法人わかば学園	わかば幼稚園	秋田市山王三丁目1番24号	預かり保育事業
社会福祉法人白百合保育園	白百合保育園	秋田市八橋鯉沼町5番6号	一時預かり事業
学校法人ノースアジア大学	ノースアジア大学附属さくら幼稚園	秋田市下北手桜字新桜谷地2番地	幼稚園
保坂博人	保育所ちびっこランドにいだ園	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番47号 セジュールSHIRO1階	認可外保育施設、一時預かり事業

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和7年3月31日

秋田市告示第98号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の20第3項を満たしているか否か（以下「基準」という。）の別

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	基準の別
学校法人加賀谷学園	幼稚園型認定こども園 將軍野幼稚園・保育園	秋田市將軍野青山町11番18号	預かり保育事業	満たしている
学校法人わかば学園	わかば幼稚園・保育園	秋田市山王三丁目1番24号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている
社会福祉法人白百合保育園	白百合こども園	秋田市八橋鯉沼町5番6号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日

令和7年4月1日

秋田市告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
25	ツクイ秋田訪問看護 ステーション	秋田市中通四丁目1番 2号 秋田スクエアビ ル3階A号室	株式会社ツクイ 代表取締役 高 畠 毅	令和7年 4月1日

秋田市告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
26	ケアコンプレックス 高清水訪問看護ステーション	秋田市土崎港南三丁目 13番44号	社会福祉法人正和会 理事長 小 玉 弘 之	令和7年 4月1日

秋田市告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
175	佐野薬局 マルナカ店	秋田市中通二丁目1番36号 マグナスビル1階	株式会社サノ・ファー マシー 代表取締役 佐野元彦	令和7年 2月28日

秋田市告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
けあビジョンホーム秋田新屋扇町訪問介護	秋田市新屋扇町11番30号	令和7年3月1日
西岡メディカル薬局秋田・寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁目6番5号	令和7年3月1日
西岡メディカル薬局秋田河辺店	秋田市河辺北野田高屋字上前田表73番地4	令和7年3月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ハートフルケア秋田デイサービスセンター	秋田市牛島東五丁目2番52号	令和7年2月28日
介護老人保健施設かみの里	秋田市上北手百崎字二タ子沢1番地6	令和7年2月28日
西岡メディカル薬局秋田店	秋田市将軍野青山町4番45号	令和7年2月28日

西岡メディカル薬局秋田・ 寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁目6番5号	令和7年2月28日
西岡メディカル薬局秋田河 辺店	秋田市河辺北野田高屋字上前田表 73番地4	令和7年2月28日

3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
秋田市社協ホームヘルパー 事業所	秋田市八橋南一丁目8番2号	令和7年3月1日

秋田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定に基づき、公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地

あきた市場マネジメント株式会社

代表取締役 鈴木 信 夫

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 ロングラ ン	訪問介護事 業所晴れば れ	秋田市千秋北の 丸4番16号	令和7年3月14日	訪問介護

秋田市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務を次の者に委託した
ので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所又は事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 2 収納を委託する歳入
戸籍手数料
印鑑証明手数料
住民基本台帳手数料
所得証明書等交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年3月24日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
沖村自治会
- 2 認可年月日
平成14年5月29日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 堀 井 悦 美
秋田市雄和田草川字沖村227番地2
変更後 深 井 明 典
秋田市雄和田草川字沖村40番地1
- 4 変更年月日
令和7年3月2日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
工 藤 友 紀
秋田市横森五丁目24番32号
ファミリーマート 秋田卸町店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年3月14日
- 3 期間
令和7年3月21日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および所在地
有限会社本間酒店 代表取締役 本 間 賢
秋田市泉中央二丁目27番28号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
秋操近隣公園施設使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年3月19日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大部町内会
- 2 認可年月日
平成10年6月22日
- 3 変更があった事項およびその内容
 - (1) 主たる事務所
変更前 秋田市河辺諸井字大部272番地
変更後 秋田市河辺諸井字大部357番地 2
 - (2) 代表者の氏名および住所
変更前 田 口 真理子
秋田市河辺諸井字大部272番地
変更後 長谷部 和 昭
秋田市河辺諸井字大部357番地 2
- 4 変更年月日
令和7年1月19日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第110号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月27日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 佐 藤 卯兵衛

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

秋田市告示第111号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収の事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月27日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収事務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第112号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、令和7年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和7年3月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第113号

令和7年3月18日の「令和7年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年3月27日

秋田市長 穂 積 志

議案第1号

令和7年度秋田市一般会計予算

令和7年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,390,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 45,617,331
	1 市民税	20,609,367
	2 固定資産税	20,205,165
	3 軽自動車税	981,398
	4 市たばこ税	2,247,510
	5 鉱産税	5,513
	6 入湯税	44,050
	7 事業所税	1,524,328
2 地方譲与税		1,160,093
	1 地方揮発油譲与税	212,687
	2 自動車重量譲与税	691,785
	3 森林環境譲与税	184,987
	4 特別とん譲与税	20,565
	5 航空機燃料譲与税	50,069
3 利子割交付金		30,742
	1 利子割交付金	30,742
4 配当割交付金		152,908
	1 配当割交付金	152,908
5 株式等譲渡所得割交付金		243,818
	1 株式等譲渡所得割交付金	243,818
6 法人事業税交付金		639,291
	1 法人事業税交付金	639,291
7 地方消費税交付金		8,935,032
	1 地方消費税交付金	8,935,032
8 ゴルフ場利用税交付金		53,052
	1 ゴルフ場利用税交付金	53,052

款	項	金額
9 環境性能割交付金		千円 77,259
	1 環境性能割交付金	77,259
10 国有提供施設等所在市助成交付金		2,877
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	2,877
11 地方特例交付金		271,751
	1 地方特例交付金	267,821
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,930
12 地方交付税		25,358,000
	1 地方交付税	25,358,000
13 交通安全対策特別交付金		57,417
	1 交通安全対策特別交付金	57,417
14 分担金及び負担金		383,069
	1 分担金	1,750
	2 負担金	381,319
15 使用料及び手数料		2,279,809
	1 使用料	1,107,164
	2 手数料	1,172,645
16 国庫支出金		26,567,715
	1 国庫負担金	21,739,836
	2 国庫補助金	4,748,496
	3 委託金	79,383
17 県支出金		10,493,969
	1 県負担金	6,828,561
	2 県補助金	2,849,723
	3 委託金	815,685
18 財産収入		207,244

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	141,121
	2 財産売払収入	66,123
19 寄附金		2,511,205
	1 寄附金	2,511,205
20 繰入金		3,007,707
	1 特別会計繰入金	171,009
	2 基金繰入金	2,836,698
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		9,143,411
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,808,357
	4 受託事業収入	33,570
	5 雑入	2,261,480
23 市債		10,496,300
	1 市債	10,496,300
歳 入 合 計		148,390,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		663,704
	1 議会費	663,704
2 総務費		18,876,425
	1 総務管理費	16,418,395
	2 徴税費	1,148,500
	3 戸籍住民基本台帳費	770,449
	4 選挙費	256,061
	5 統計調査費	195,766
	6 監査委員費	87,254
3 民生費		56,641,744
	1 社会福祉費	26,524,960
	2 児童福祉費	20,949,759
	3 生活保護費	9,088,660
	4 国民年金費	51,397
	5 災害救助費	26,968
4 衛生費		10,833,622
	1 環境衛生費	548,844
	2 保健所費	2,362,416
	3 清掃費	4,974,923
	4 病院費	1,802,925
	5 上水道費	173,697
	6 食肉衛生検査所費	178,300
	7 母子衛生費	792,517
5 労働費		536,672
	1 労働諸費	536,672
6 農林水産業費		2,594,395

款	項	金額
		千円
	1 農業費	1,834,300
	2 農業集落排水費	331,909
	3 林業費	428,186
7 商工費		9,710,897
	1 商工費	9,710,897
8 土木費		16,867,179
	1 土木管理費	344,880
	2 道路橋りょう費	3,895,744
	3 河川費	1,462,374
	4 港湾費	216,897
	5 都市計画費	5,894,028
	6 下水道費	4,357,821
	7 住宅費	695,435
9 消防費		4,995,480
	1 消防費	4,995,480
10 教育費		12,806,677
	1 教育総務費	1,966,831
	2 小学校費	2,954,625
	3 中学校費	1,657,856
	4 高等学校費	877,731
	5 幼稚園費	340,075
	6 社会教育費	2,597,276
	7 保健体育費	803,573
	8 専修学校費	146,639
	9 大学費	1,462,071
11 災害復旧費		115,067

款	項	金 額
		千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	113,178
	3 教育施設災害復旧費	1,887
12 公債費		13,648,137
	1 公債費	13,648,137
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		148,390,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設工場棟換気設備機能維持修繕経費	千円 129,800	令和7年度	千円 66,700
				令和8年度	63,100
7 商工費	1 商工費	雄和ふるさと温泉大規模改修事業	1,382,738	令和7年度	829,643
				令和8年度	553,095
8 土木費	2 道路橋りょう費	秋田南大橋修繕事業	777,000	令和7年度	219,000
				令和8年度	272,000
				令和9年度	286,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	296,153	令和7年度	103,267
				令和8年度	192,886

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 564
基幹系システム標準化・運用事業	令和7年度 ┆ 令和13年度	957,911
固定資産登記課税連携システム構築経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	35,541
コンベンション誘致推進事業（令和7年度設定）	令和7年度 ┆ 令和10年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円（国際大会の場合は3,000円）を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和7年度設定）	令和7年度 ┆ 令和10年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
住民基本台帳ネットワークシステム更新・運用経費（令和7年度設定）	令和7年度 ┆ 令和12年度	75,925
個人番号カード発行関係経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	1,056
生活保護システム標準化事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	7,234
奨学金返還助成事業（令和7年度設定保健総務課分）	令和7年度 ┆ 令和12年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
健康増進情報システム運用経費	令和7年度 ┆ 令和12年度	24,093
奨学金返還助成事業（令和7年度設定子ども育成課分）	令和7年度 ┆ 令和12年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
公用車（塵芥車・運搬車）更新経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	15,732
アンダー40正社員化促進事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	68,800

事 項	期 間	限 度 額
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和7年度 ） 令和12年度	千円 6,000
中心市街地等空き店舗対策事業費補助金	令和7年度 ） 令和9年度	27,969
中心市街地出店促進資金利子補給	令和7年度 ） 令和12年度	5,190
中小製造業設備投資資金利子補給	令和7年度 ） 令和17年度	19,000
中小企業用地取得資金利子補給（令和7年度設定）	令和7年度 ） 令和10年度	287
マイタウン・バス運行事業	令和7年度 ） 令和8年度	140,888
タブレット端末機器活用経費（令和7年度設定）	令和7年度 ） 令和10年度	17,734
学籍・就学援助システム標準化事業	令和7年度 ） 令和8年度	77,946
次世代型学校ICT環境整備事業	令和7年度 ） 令和8年度	177,821
河辺小学校スクールバス車両借上経費	令和7年度 ） 令和12年度	227,590

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務費	1,560,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
児童福祉費	52,400			
災害救助費	10,200			
環境衛生費	17,300			
清掃費	210,200			
上水道費	90,200			
労働費	400			
農業費	241,300			
商工費	829,600			
道路橋りょう費	2,347,000			
港湾費	47,600			
土地区画整理費	1,272,200			
街路事業費	886,200			
公園整備費	116,600			
住宅費	34,000			
災害対策費	2,000			
消防費	1,208,600			
小学校費	483,900			
中学校費	187,600			
社会教育費	531,900			
保健体育費	119,700			
大学費	214,700			
公共土木施設費 災害復旧費	32,200			
計	10,496,300			

議案第2号

令和7年度秋田市土地区画整理会計予算

令和7年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,866,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 1,413,847
	1 国庫補助金	1,413,847
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		1,416,147
	1 一般会計繰入金	1,416,147
4 繰越金		36,597
	1 繰越金	36,597
	歳入合計	2,866,592

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 2,864,292
	1 土地区画整理費	2,864,292
2 公債費		1,300
	1 公債費	1,300
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,866,592

議案第3号

令和7年度秋田市市有林会計予算

令和7年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,367千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 46,108
	1 県補助金	46,108
2 財産収入		34,783
	1 財産運用収入	4,229
	2 財産売却収入	30,552
	3 分収林収入	2
3 繰入金		154,779
	1 一般会計繰入金	154,779
4 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
5 諸収入		197
	1 雑入	197
	歳 入 合 計	237,367

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 26,303
	1 総務管理費	26,303
2 事業費		81,818
	1 造林事業費	81,818
3 公債費		122,201
	1 公債費	122,201
4 諸支出金		6,845
	1 分収交付金	6,845
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		237,367

議案第4号

令和7年度秋田市市営墓地会計予算

令和7年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 59,544
	1 使用料	37,070
	2 手数料	22,474
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		537
	1 雑入	537
歳 入 合 計		60,082

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 58,689
	1 総務管理費	58,689
2 繰出金		1,193
	1 一般会計繰出金	1,193
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		60,082

議案第5号

令和7年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和7年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ479,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		158,443
	1 使用料	158,442
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		112,009
	1 一般会計繰入金	112,009
4 繰越金		7,700
	1 繰越金	7,700
5 諸収入		200,116
	1 貸付金元利収入	80,001
	2 雑入	120,115
歳 入 合 計		479,140

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 409,634
	1 総務管理費	409,634
2 事業費		20,410
	1 地方卸売市場施設整備費	20,410
3 公債費		48,696
	1 公債費	48,696
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		479,140

議案第6号

令和7年度秋田市大森山動物園会計予算

令和7年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605,094千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		92,685
	1 使用料	92,685
2 財産収入		1,388
	1 財産運用収入	1,388
3 寄附金		1,860
	1 寄附金	1,860
4 繰入金		419,289
	1 一般会計繰入金	419,289
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		19,971
	1 雑入	19,971
7 市債		69,900
	1 市債	69,900
	歳 入 合 計	605,094

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 498,783
	1 総務管理費	498,783
2 事業費		75,089
	1 動物園施設整備費	75,089
3 公債費		31,122
	1 公債費	31,122
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		605,094

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
動物園施設整備費	千円 69,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	69,900			

議案第7号

令和7年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和7年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,667千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 発電収入		千円 249,666
	1 発電収入	249,666
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		249,667

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		80,117
	1 総務管理費	80,117
2 繰出金		169,350
	1 一般会計繰出金	169,350
3 公債費		200
	1 公債費	200
	歳 出 合 計	249,667

議案第 8 号

令和 7 年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和 7 年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,722,654 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 63,667
	1 負担金	63,667
2 諸収入		1,563,887
	1 貸付金元利収入	1,563,887
3 市債		95,100
	1 市債	95,100
歳 入 合 計		1,722,654

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	市立秋田総合病院貸付金	95,100
	1 市立秋田総合病院貸付金	95,100
2	公債費	1,627,554
	1 公債費	1,627,554
	歳 出 合 計	1,722,654

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	千円 95,100	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。ただ し財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換するこ とができる。
計	95,100			

議案第9号

令和7年度秋田市学校給食費会計予算

令和7年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,444,858千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1,256,226
	1 給食費収入	1,256,226
2 繰入金		188,630
	1 一般会計繰入金	188,630
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	1,444,858

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,443,358
	1 総務管理費	1,443,358
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,444,858

議案第10号

令和7年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和7年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,601,235千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		4,388,043
	1 国民健康保険税	4,388,043
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		272
	1 国庫補助金	272
4 県支出金		22,739,222
	1 県補助金	22,739,221
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1,085
	1 財産運用収入	1,085
6 繰入金		2,430,432
	1 一般会計繰入金	2,430,431
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		42,178
	1 延滞金、加算金及び過料	20,274
	2 雑入	21,904
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳 入 合 計	29,601,235

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 221,875
	1 総務管理費	123,163
	2 徴税費	93,804
	3 運営協議会費	325
	4 収納率向上特別対策事業費	4,583
2 保険給付費		22,034,511
	1 療養諸費	18,934,562
	2 高額療養費	3,036,430
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	40,017
	5 葬祭諸費	23,500
3 国民健康保険事業費納付金		6,987,938
	1 医療給付費分	4,768,556
	2 後期高齢者支援金等分	1,702,988
4 保健事業費		283,068
	1 特定健康診査等事業費	184,761
	2 保健事業費	98,307
5 基金積立金		1,085
	1 基金積立金	1,085
6 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
7 諸支出金		19,758
	1 償還金及び還付加算金	19,757
	2 一部負担金	1

款	項	金 額
8 予備費		千円 50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	29,601,235

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定健診システム等運用経費	令和7年度 ） 令和12年度	千円 4,428

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に償還する。
計	1			

議案第11号

令和7年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和7年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 8,311
	1 一般会計繰入金	8,311
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		16,462
	1 貸付金元利収入	16,461
	2 雑入	1
	歳入合計	24,774

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	10,877
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	10,877
2	公債費	13,431
	1 公債費	500
	2 償還金	12,931
3	諸支出金	466
	1 一般会計繰出金	466
	歳 出 合 計	24,774

議案第12号

令和7年度秋田市介護保険事業会計予算

令和7年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,574,535千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 6,515,143
	1 介護保険料	6,515,143
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,612,754
	1 国庫負担金	5,419,932
	2 国庫補助金	2,192,822
4 支払基金交付金		8,258,258
	1 支払基金交付金	8,258,258
5 県支出金		4,506,119
	1 県負担金	4,308,544
	2 県補助金	197,575
6 財産収入		3,640
	1 基金運用収入	3,640
7 繰入金		4,670,598
	1 一般会計繰入金	4,670,597
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		7,948
	1 繰越金	7,948
9 諸収入		74
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	73
歳 入 合 計		31,574,535

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 326,100
	1 総務管理費	326,100
2 保険給付費		29,933,790
	1 介護サービス等諸費	27,431,627
	2 介護予防サービス等諸費	752,204
	3 高額介護サービス等費	842,102
	4 特定入所者介護サービス等費	870,363
	5 その他諸費	37,494
3 地域支援事業費		1,267,030
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	609,404
	2 一般介護予防事業費	38,845
	3 包括的支援事業・任意事業費	614,660
	4 その他諸費	4,121
4 保健福祉事業費		25,023
	1 保健福祉事業費	25,023
5 基金積立金		3,640
	1 基金積立金	3,640
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		7,952
	1 償還金及び還付加算金	7,952
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		31,574,535

議案第13号

令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和7年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,791,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,699,068
	1 後期高齢者医療保険料	3,699,068
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		1,071,376
	1 一般会計繰入金	1,071,376
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,800
	1 延滞金、加算金及び過料	600
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	歳 入 合 計	4,791,245

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 74,105
	1 総務管理費	31,624
	2 徴収費	42,481
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,701,840
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,701,840
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		4,791,245

議案第14号

令和7年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	149,505戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,979,585m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	90,355m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	340m
配 水 管 布 設 替 等	15,055m
配 水 幹 線 整 備	一式
(ロ) 施 設 改 良	
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
豊 岩 浄 水 場 沈 澱 池 傾 斜 板 更 新	一式
松 湊 浄 水 場 高 圧 受 電 盤 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,667,253千円
第1項 営業収益	6,964,646千円
第2項 営業外収益	702,605千円
第3項 特別利益	2千円

支		出
第1款	水道事業費用	7,360,238千円
	第1項 営業費用	6,929,100千円
	第2項 営業外費用	428,238千円
	第3項 特別損失	1,100千円
	第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,613,744千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額218,803千円、建設改良積立金526,403千円及び過年度分損益勘定留保資金2,868,538千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	6,811,823千円
	第1項 企業債	5,996,600千円
	第2項 出資金	157,381千円
	第3項 補助金	169,553千円
	第4項 固定資産売却代金	1千円
	第5項 負担金及び寄附金	488,288千円

支		出
第1款	資本的支出	10,425,567千円
	第1項 建設改良費	8,996,796千円
	第2項 企業債償還金	1,422,086千円
	第3項 国庫補助金返還金	6,685千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
老朽給水管 に係る資金 あっせん	給水管 解融資 利子補給	令和7年度	から12年度	まで		877千円

仁井田浄水場等
高圧受電工事負担金 令和7年度から8年度まで 10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	5,996,600千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,079,058千円
(2) 交際費	50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,316千円であ

る。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち72,527千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利 益 積 立 金 72,527千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、173,000千円と定める。

議案第15号

令和7年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	126,722戸
(2) 年間総処理水量	34,503,036m ³
(3) 一日平均処理水量	94,528m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	1,883m
管渠改築等	5,976m
マンホールポンプ施設整備	17施設
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新	一式
排水ポンプ施設整備	4施設
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センターNo.2最終沈澱池汚泥搔寄機減速機更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	415m
マンホールポンプ施設整備	3施設

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,922,012千円
	第1項 営業収益		7,462,694千円
	第2項 営業外収益		3,459,316千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,444,897千円
	第1項 営業費用		9,830,096千円
	第2項 営業外費用		610,750千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,424,763千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425,520千円、減債積立金102,816千円、過年度分損益勘定留保資金1,962,048千円及び当年度分損益勘定留保資金1,934,379千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的收入		12,007,662千円
	第1項 企業債		6,618,800千円
	第2項 出資金		885,404千円
	第3項 補助金		4,412,813千円
	第4項 負担金		90,644千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		16,432,425千円
	第1項 建設改良費		11,428,195千円
	第2項 企業債償還金		5,004,230千円

(継 続 費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	川口汚水中継 ポンプ場 ゲート設備 更新事業	131,000千円	令和7年度	5,000千円
				令和8年度	126,000千円

(債 務 負 担 行 為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理 包括業務委託	令和7年度から12年度まで	3,438,336千円
水洗便所改造 資金利子補給	令和7年度から13年度まで	1,080千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和7年度から13年度まで	1,750千円

(企 業 債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	6,618,800千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一 時 借 入 金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 607,897千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,236,795千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち51,595千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 51,595千円

議案第16号

令和7年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	1,183戸	226戸	1,409戸
(2) 年間総処理水量	431,765 ^{m³}	48,076 ^{m³}	479,841 ^{m³}
(3) 一日平均処理水量	1,183 ^{m³}	132 ^{m³}	1,315 ^{m³}
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設整備			1 施設
農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務委託			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5 基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	388,136千円
第1項	営業収益	42,203千円
第2項	営業外収益	345,932千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	37,292千円
第1項	営業収益	8,063千円
第2項	営業外収益	29,227千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	386,881千円
	第 1 項 営 業 費 用	369,887千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	16,444千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	38,421千円
	第 1 項 営 業 費 用	36,878千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,441千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,315千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126千円及び過年度分損益勘定留保資金123,189千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	55,535千円
	第 1 項 企 業 債	6,300千円
	第 2 項 出 資 金	36,067千円
	第 3 項 補 助 金	12,000千円
	第 4 項 基 金 繰 入 金	1,168千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	20,389千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	12,262千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業資本的支出	171,078千円
	第 1 項 建設改良費	33,400千円
	第 2 項 企業債償還金	137,675千円
	第 3 項 投 資	3千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的支出	28,161千円
	第 1 項 建設改良費	18,264千円
	第 2 項 企業債償還金	9,897千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理 包括業務委託	令和 7 年度から12年度まで	44,040千円
水洗便所改造 資金(農業集落排水) 給子補給	令和 7 年度から13年度まで	130千円
水洗便所改造 資金(農業集落排水) 損失補償	令和 7 年度から13年度まで	210千円
水洗便所改造 資金(個別排水処理) 給子補給	令和 7 年度から13年度まで	216千円
水洗便所改造 資金(個別排水処理) 損失補償	令和 7 年度から13年度まで	350千円

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	12,500千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる)

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 38,740千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、283,239千円である。

秋田市告示第114号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和7年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和7年4月1日から同年6月2日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

アソビュー株式会社

東京都品川区大崎一丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8

F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年3月26日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用廃止の区間

別紙（省略）のとおり

2 供用廃止の期日

令和7年3月28日

3 縦覧期間

令和7年3月28日から同年4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和7年3月28日

3 縦覧期間

令和7年3月28日から同年4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	令和7年4月1日
株式会社秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル3階	令和7年4月1日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和7年4月1日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F	令和7年4月1日
Pay Pay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	令和7年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	令和7年4月1日
株式会社DGフィナンシャルテクノ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	令和7年4月1日

ロジー		
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階	令和7年4月1日
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階	令和7年4月1日
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	令和7年4月1日
株式会社JALUX	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス12階	令和7年4月1日
株式会社オールアバウトライフマーケティング	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号	令和7年4月1日
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-2-3	令和7年4月1日
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8-1	令和7年4月1日

秋田市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社カルティ ブ	神奈川県横浜市西区高島2- 19-12 スカイビル	令和7年4月1日

秋田市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

令和7年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏 名 津 村 隆

住 所 秋田県秋田市南通亀の町6番5号

グリーンキャピタル南大通202号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市教委告示第4号

令和7年3月12日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年3月10日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件
- 2 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第5号

令和7年3月19日午後4時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和7年3月18日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市教育委員会人事異動に関する件

秋田市教委告示第6号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (工芸品)	鉄地革包 錆色漆塗 三枚仏胴 具足	1領	秋田市山王一丁目1番1号	秋田市 秋田市長 穂積 志
有形文化財 (工芸品)	黄唐織牡丹 唐草地紋 胴服陣羽織	1領	秋田市山王一丁目1番1号	秋田市 秋田市長 穂積 志

秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,093人
2	6分の1の数	42,438人
3	3分の1の数	84,876人

秋市選管告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和7年6月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和7年6月2日

秋市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

基準日 令和7年3月29日

（ただし、年齢については同年4月6日）

秋市選管告示第4号

令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年3月30日
午後5時40分から

秋市選管告示第5号

令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり定めたので告示する。

令和7年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

ポスターを掲示することができることとなる日

令和7年3月30日

秋市選管告示第6号

令和7年4月6日執行予定の秋田県知事選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和7年3月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)

秋市選管告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和7年3月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,093人
2	6分の1の数	42,442人
3	3分の1の数	84,883人

秋市選管告示第8号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年3月20日
午後5時30分

秋市選管告示第9号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和7年3月21日から 令和7年4月5日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地3	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和7年4月4日

秋市選管告示第10号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで （2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ）

秋市選管告示第11号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第12号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第13号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第14号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第15号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 令和7年4月6日
午後9時15分から

秋市選管告示第16号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 開票管理者
秋田市 古 谷 薫
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市 牧 野 正 則

秋市選管告示第17号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和7年3月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年4月3日
午後5時30分から

秋市選管告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和7年3月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,093人
2	6分の1の数	42,436人
3	3分の1の数	84,872人

秋市選管告示第19号

令和7年4月6日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和7年3月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)

秋市選管告示第20号

令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和7年3月29日から 令和7年4月5日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市櫛山字長沼27番地3	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和7年4月4日

秋市選管告示第21号

令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで （2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ）

秋市選管告示第22号

令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第23号

令和7年4月6日執行の秋田県議会議員補欠選挙および秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 秋田県議会議員補欠選挙

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- (2) 日時 令和7年3月28日
午後5時30分

2 秋田市長選挙

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- (2) 日時 令和7年3月30日
午後5時30分

秋市選管告示第24号

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者の職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 期日前投票所職務代理者

岩見三内連絡所

変更前 秋田市 桜 田 旭

変更後 秋田市 佐 藤 能 之

2 期間

令和7年4月1日から同月5日まで

秋市選管告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和7年3月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,092人
2	6分の1の数	42,428人
3	3分の1の数	84,856人

秋市選管告示第26号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第4号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市長選挙 候補者1人につき 18,600,000円

秋市選管告示第27号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市櫛山字長沼27番地3	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和7年4月4日

秋市選管告示第28号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時00分から午後5時まで （2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ）

秋市選管告示第29号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第30号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋市選管告示第31号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 令和7年4月6日
午後9時15分から

秋市選管告示第32号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 選挙長

秋田市 古 谷 薫

2 選挙長の職務を代理すべき者

秋田市 牧 野 正 則

選挙長告示第1号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市長選挙

選挙長 古 谷 薫

- 1 令和7年3月30日 午前8時30分から正午まで
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 正庁
- 2 令和7年3月30日 正午から午後5時まで
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局

選挙長告示第2号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおりとするので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市長選挙

選挙長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年4月3日
午後5時30分から

選挙長告示第3号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市長選挙

選挙長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋田市農委告示第3号

令和7年3月18日午後2時秋田市役所旧職員研修棟第1・第2研修室に
秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年3月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和6年度第12号計画）に関する件

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和7年3月4日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
アクア水道サービス	福 本 修	潟上市飯田川下虻川字井戸沢23番地7	令和12年3月18日

秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和7年3月4日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
秋田土建株式会社	北 林 照一郎	北秋田市米内沢字 倉ノ沢出口5番地 1	令和7年2月28日

秋田市上下水道局告示第5号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

令和7年3月5日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）

2 変更に係る予定処理区域

(1) 変更する部分

下北手松崎字前谷地の一部

(2) 追加する部分

下北手桜字桜谷地および字新桜谷地、下北手寒川字五関、字寒川および字宮沢、下北手宝川字愛ノ沢、字潤ヶ崎、字大西ヶ沢、字種ヶ崎、字堂ヶ下、字繁昌田および字古館ノ下、下北手通沢字合ノ沢、字内山、字上前田、字下前田、字杉崎、字滝ノ沢、字中前田、字元屋敷および字前田、下北手松崎字谷崎、下北手柳館字赤平、字碓、字賀川、字賀川瀉下、字細谷沢、字前田面、字向田、字和田および字新細谷、雄和新波字新町、字本屋敷、字竹ノ花、字樋口、字寺沢、字清水木、字山崎および字大巻、雄和向野字佛ノ前、字前開、字牛ノ首、字吹欠下、字源藤太郎、字築土手および字向野、雄和左手子字清水下、字白川袋、字前谷地、字碓および字上野、雄和萱ヶ沢字館ノ腰、字船引沢、字萱

ケ沢、字堤ケ沢、字命ケ沢、字中田、字杉菜沢、字トンテンおよび字船ケ沢ならびに雄和碓田字祭田、字梵天野、字段ノ前、字宮ノ前、字古倉野、字中村、字クネソエ、字下山田、字ハバキ田および字シコウ沢の各一部

3 工事の着手および完成の予定年月日

(1) 工事着手の年月日

昭和51年7月16日

(2) 工事完成の予定年月日

令和13年3月31日

4 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

5 事業計画案の縦覧の期間

令和7年3月5日から同月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

6 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

秋田市上下水道局告示第6号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和7年3月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社ナック テック	中 川 英 郎	秋田市飯島新町二 丁目4番28号	令和7年3月4日

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和7年3月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
株式会社タカギ	高 城 いづみ	福岡県北九州市小倉南区堀越413	令和7年3月8日

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
さえき商店	中山 純	秋田市千秋城下町 7番50号	令和7年3月13日

秋田市公告

秋田市雄和平尾鳥字藤森地区の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第4項の規定に基づき筆界案を作成したので、同条同項の規定により下記のとおり公告する。

令和7年3月5日

秋田市長 穂 積 志

1 土地の所在・地番

秋田市雄和平尾鳥字善知鳥15番（原野）

秋田市雄和平尾鳥字善知鳥19番（原野）

秋田市雄和平尾鳥字善知鳥146番（原野）

2 筆界案を確認することができる場所

秋田市企画財政部地籍調査室（秋田市河辺市民サービスセンター内）

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者、その他利害関係人およびこれらの代理人

4 筆界案の作成者

秋田市（地籍調査室）

5 公告期間

令和7年3月6日から同月25日まで20日間。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

筆界案の確認は期間中午前9時から午後5時まで行うこととする。

公告の日から20日間意見を申し出ることができる。

なお、公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、同条同項の規定に基づき調査を行う。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年3月5日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠 藤 結 蔵

住 所 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 ツルハドラッグ秋田広面西店

所在地 秋田県秋田市広面字鍋沼12番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年10月18日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1,226.82㎡

(6) 駐車場の収容台数

60台

(7) 駐輪場の収容台数

21台

(8) 荷さばき施設の面積

84.00㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

19.80㎡

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 午前7時

イ 閉店時刻 午前零時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午前零時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和7年2月17日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和7年3月5日から同年7月5日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年2月21日付け秋田市指令第1716号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和7年3月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県大仙市花館上町1番2号
有限会社伊藤住宅
取締役 伊 藤 照 男
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島字薬師田80番2、81番、82番1の内、82番2の内および81番地先道水路

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和7年1月22日付け秋田市指令第223号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和7年3月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市新屋豊町7番20号 アトール202
永 井 裕 樹
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野159番4および159番5

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月13日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

- (1) 追分地区地域計画（案）
- (2) 北部地区地域計画（案）
- (3) 東部地区地域計画（案）
- (4) 西部地区地域計画（案）
- (5) 南部地区地域計画（案）
- (6) 河辺地区地域計画（案）
- (7) 雄和地区地域計画（案）

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧期間

令和7年3月13日から同月26日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

5 意見の申立て

各地域計画の案に対する意見については、「地域計画（案）についての意見書」を記載の上、秋田市産業振興部農業農村振興課に提出する。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・3・7号 割山向浜線
秋田都市計画道路 3・4・11号 新屋土崎線
秋田都市計画道路 3・4・26号 千秋添川線
秋田都市計画道路 3・4・29号 秋田環状線

2 都市計画を変更した区域

秋田市土崎港中央一丁目、土崎港中央二丁目、土崎港東一丁目、土崎港南一丁目、土崎港南二丁目、土崎港南三丁目、将軍野南一丁目、将軍野南二丁目、将軍野南三丁目、将軍野南四丁目、寺内高野、外旭川字野村、寺内字三千刈、旭川清澄町、旭川新藤田東町、新藤田字高梨台、添川字地ノ内、寺内字イサノ、泉字登木、泉北一丁目、泉中央一丁目、泉中央二丁目、泉南一丁目、泉南二丁目、泉南三丁目、八橋大畑一丁目、八橋鯨沼町、八橋新川向、保戸野千代田町、保戸野原の町、保戸野八丁、旭川南町、新藤田字大所、手形字扇田、手形字上川原、新屋町字砂奴寄、新屋町字天秤野、向浜一丁目、新屋町字下川原、新屋町字割山、高陽幸町、保戸野鉄砲町、山王二丁目、山王三丁目、山王五丁目、旭北栄町、旭北錦町、川元山下町、保戸野すわ町、保戸野中町、千秋矢留町、千秋公園、千秋明德町、千秋北の丸、千秋城下町、千秋久保田町、中通二丁目、中通四丁目、中通六丁目、川元開和町、川元むつみ町、川元小川町、

旭南一丁目、旭南三丁目、茨島一丁目、茨島二丁目、茨島三丁目、南通築地、南通宮田、檜山佐竹町、檜山古川新町、檜山南新町下丁、檜山愛宕下、牛島東三丁目、新屋元町、新屋表町、新屋扇町、新屋日吉町、新屋比内町、茨島四丁目、茨島五丁目、茨島六丁目、新屋大川町、卸町一丁目、卸町三丁目、卸町四丁目、牛島東一丁目、牛島西一丁目、浜田字館ノ丸、浜田字宮田沢、浜田字神坂、浜田字稗田沢、浜田字長坂、浜田字滝ノ宮、浜田字滝ノ下、浜田字滝ノ原、浜田字藍ノ原および浜田字陳ヶ原地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市のホームページ
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	面積(ha)	経営管理権の終期
集462	秋田市雄和田草川字山崎山	21-14	0.13	2033.3.31

2 縦覧場所

秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市公式Webサイト「秋田市ホームページ」

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)

3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

住 所 大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 フレスポ御所野

所在地 秋田市御所野元町一丁目1番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更年月日

平成28年3月15日 他

(5) 変更理由

小売業を行う者の名称、代表者氏名および所在地の変更のため

2 届出年月日

令和7年2月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和7年3月24日から同年7月24月まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 株式会社三義

代表取締役 小 野 敬 之

住 所 秋田県由利本荘市東梵天293番地2

名 称 イオン東北株式会社

代表取締役 辻 雅 信

住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 フレスポ土崎・マックスバリュ港北店

所在地 秋田市土崎港北七丁目161番2 外33筆

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
ならびに法人にあつては代表者の氏名

(4) 変更年月日

平成21年3月19日 他

(5) 変更理由

小売業を行う者の名称および代表者氏名の変更のため

2 届出年月日

令和7年2月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和7年3月24日から同年7月24日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年3月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画下水道事業

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（秋田地域）

2 縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画下水道事業

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（河辺地域）

2 縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画下水道事業

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（雄和地域）

2 縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

- (1) 追分地区地域計画
- (2) 北部地区地域計画
- (3) 東部地区地域計画
- (4) 西部地区地域計画
- (5) 南部地区地域計画
- (6) 河辺地区地域計画
- (7) 雄和地区地域計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和7年3月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

土崎港西三丁目、広面字糠塚および広面字谷内佐渡（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）